

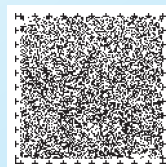
第2次千葉市障害者計画

(平成23年度～平成26年度)



平成 23 年 3 月

千 葉 市



はじめに

本市では、平成 18 年 3 月に策定した「千葉市障害者計画」に基づき、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会の実現に向けて、各種施策の充実を図ってきました。

国においては、連立政権合意における障害者自立支援法廃止の方針が打ち出されるとともに、平成 22 年 6 月には、障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図ることが閣議決定され、新たな制度の構築が検討されています。



このような障害者施策の変革の流れの中で、障害者施策を切れ目なく、総合的に推進していくため、この度、平成 23 年度からの 4 年間を計画期間とする「第 2 次千葉市障害者計画」を策定しました。

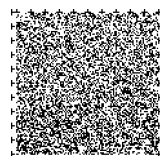
本計画では、すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくることを基本理念に、相談支援の充実、療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築、理解と交流の推進など 6 つの基本目標を定め、様々な分野にわたる施策を総合的に推進することとしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携、協働のもと、安らぎのあるあたたかな共生社会づくりに全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

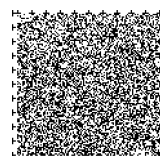
平成 23 年 3 月

千葉市長 熊谷 俊人



目 次

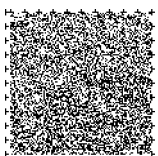
第1部 総 論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け・他計画との関係	2
(1) 位置付け	2
(2) 他計画との関係	2
3 計画の期間	3
4 「障害者」とは	3
第2章 本市の障害者の現状	4
1 障害者数の推移	4
(1) 身体障害者	4
(2) 知的障害者	7
(3) 精神障害者	9
2 相談件数の推移	11
(1) 身体障害者	11
(2) 知的障害者	15
(3) 精神障害者	19
(4) 発達障害者	23
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 計画の視点	28
3 計画の構成	29
第2部 各 論	30
基本目標1 相談支援の充実	30
(1) 身近な相談機関の充実	31
(2) 専門的な相談体制の強化	32
(3) 権利擁護の推進	34
(4) 情報提供の充実	35



基本目標 2 地域生活支援の拡充	3 6
（1）障害福祉サービスの拡充	3 7
（2）社会復帰支援の充実	3 8
（3）福祉用具利用支援の充実	3 8
（4）地域生活の場・地域活動の場の整備	3 9
（5）経済的支援の充実	4 0
（6）日常生活の支援	4 2
基本目標 3 保健・医療の充実	4 4
（1）疾患に伴う障害の予防と早期対応の充実	4 4
（2）地域での医療体制の充実	4 6
基本目標 4 療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築	4 7
（1）早期発見・早期療育の推進	4 8
（2）就学前の障害児支援の充実	4 9
（3）学校教育の充実	5 0
（4）放課後対策等の充実	5 3
（5）一般就労の支援	5 4
（6）福祉的就労の支援	5 6
基本目標 5 理解と交流の推進	5 7
（1）相互理解の推進	5 7
（2）文化・スポーツ活動の充実	5 9
（3）ボランティア活動の促進	6 1
基本目標 6 生活環境の整備	6 2
（1）住環境の整備	6 3
（2）公共施設等の整備	6 4
（3）安全な交通の確保	6 5
（4）防犯・防災体制の整備	6 6

第3部 計画の推進に向けて 6 8

1 関係機関等との連携	6 8
2 当事者の障害者施策への参加	6 8
3 計画の弾力的運用	6 8



第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

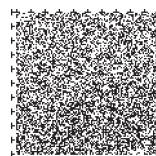
1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年3月に「千葉市障害者計画」を策定し、安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創ることを基本理念に、すべての障害者の自立と社会参加の実現を目指して障害者施策の推進に取り組み、一定の進捗が図られてきています。

しかし、障害者数は増加傾向にあり、急激な社会構造の変化、障害者本人や家族等の高齢化、障害の重度化・重複化などに起因した新たな課題も生じてきています。

一方、国では、平成21年9月に、連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針が示されるとともに、同年12月には「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとし、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため「障がい者制度改革推進会議」を設置し、様々な議論が行われています。

こうした障害者をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、現行の「千葉市障害者計画」の到達点や実態調査の結果を踏まえ、障害者が地域において自立した生活を送ることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。



2 計画の位置付け・他計画との関係

(1) 位置付け

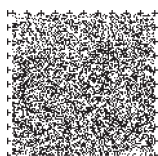
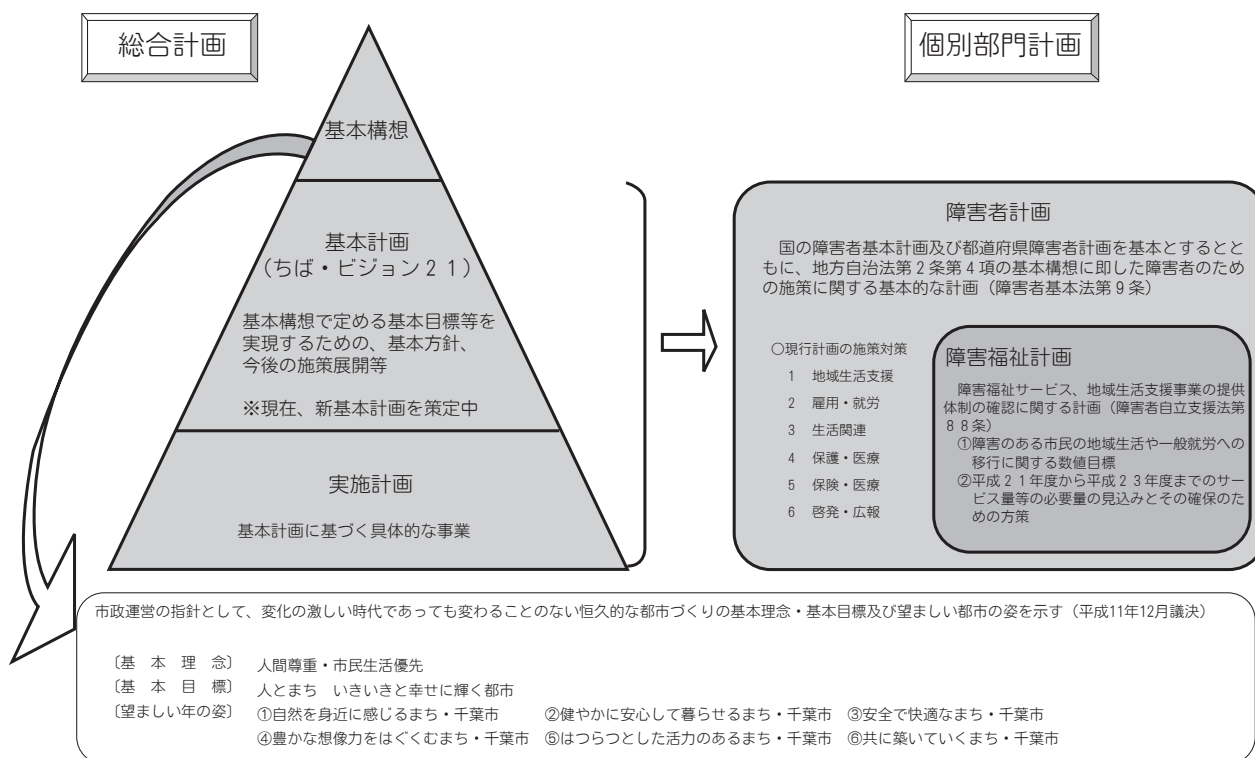
障害者基本法第9条第3項の規定による「市町村障害者計画」であり、「ちば・ビジョン21」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画です。

なお、「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に位置づけられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画であり、障害者計画の中の、地域生活や就労等に関する実施計画です。

(2) 他計画との関係

「地域福祉計画（市・各区）」、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」等、関連計画との整合を図りながら策定します。

市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画）との関係について

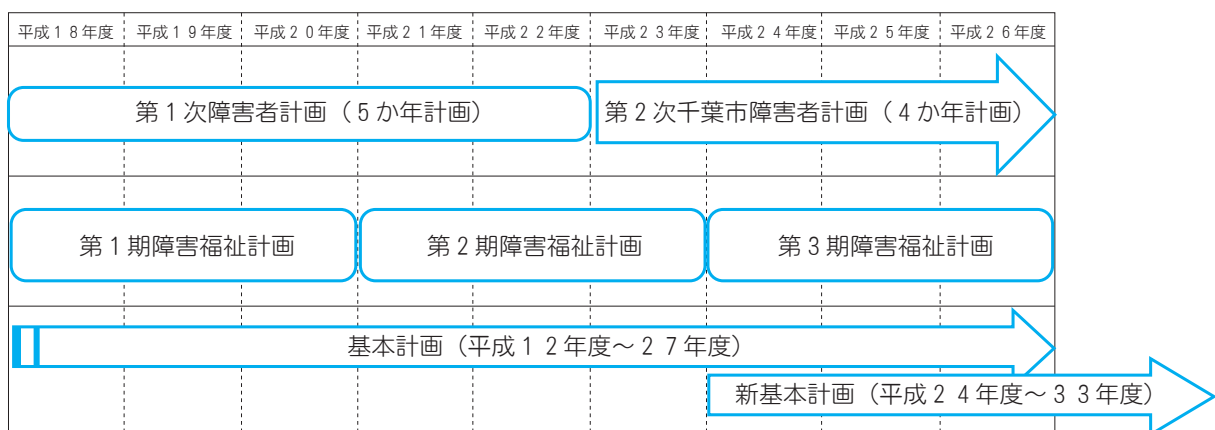


3 計画の期間

本計画の期間は、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間とします。

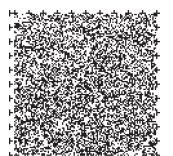
なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】



4 「障害者」とは

この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人として



第2章 本市の障害者の現状

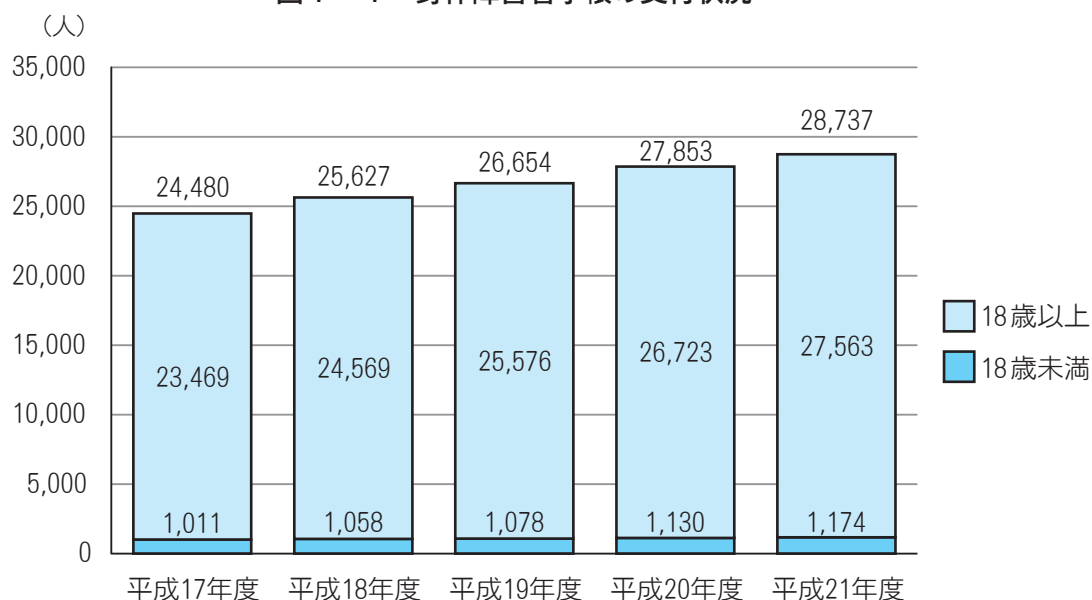
1 障害者数の推移

(1) 身体障害者

①身体障害者手帳の交付状況の推移

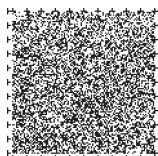
身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、平成17年度の24,480人から徐々に増加傾向にあり、平成21年度には28,737人となっています。

図1-1 身体障害者手帳の交付状況



(人)

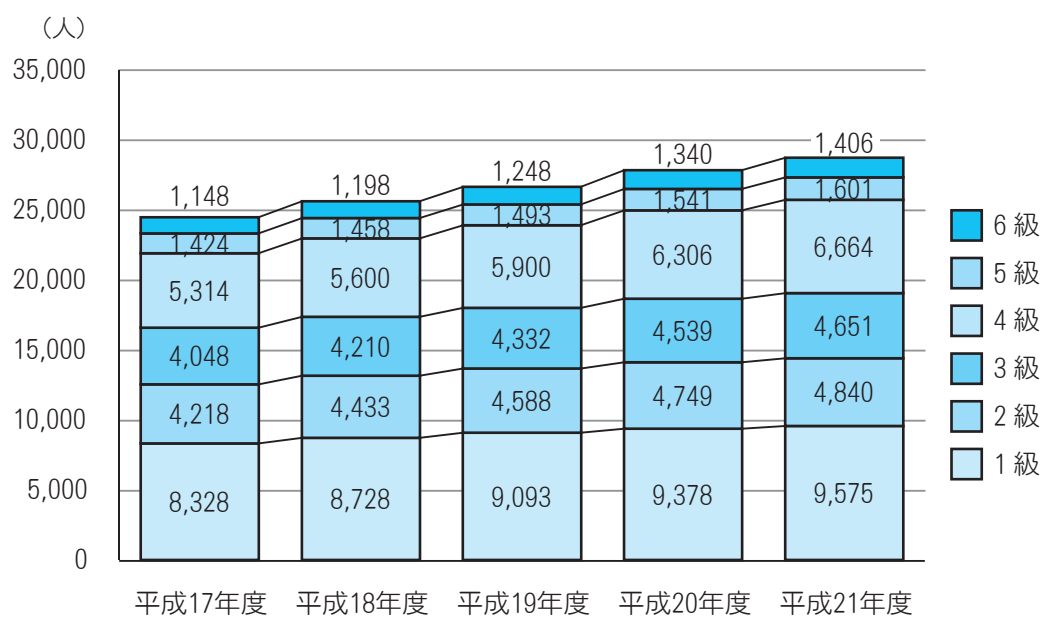
年度 年齢階層		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
全 体		24,480	25,627	26,654	27,853	28,737
	18 歳未満	1,011	1,058	1,078	1,130	1,174
	18 歳以上	23,469	24,569	25,576	26,723	27,563



②等級別身体障害者手帳の交付状況の推移

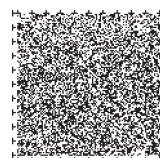
等級別に身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、各年度とも１級と２級で半数を占めるとともに、特に１級で増加しています。

図１－２ 等級別身体障害者手帳の交付状況



(人)

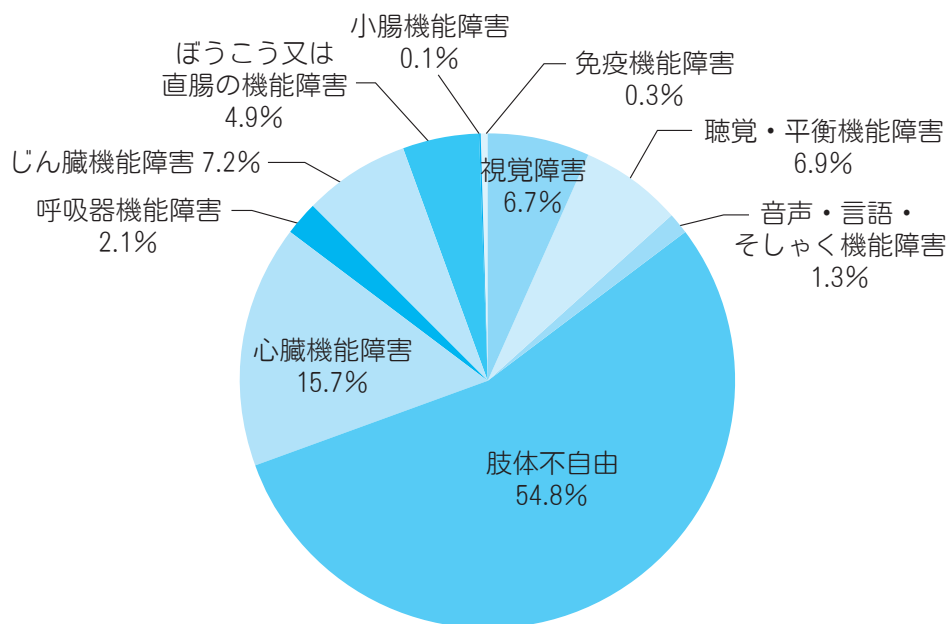
年度 等級	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1 級	8, 328	8, 728	9, 093	9, 378	9, 575
2 級	4, 218	4, 433	4, 588	4, 749	4, 840
3 級	4, 048	4, 210	4, 332	4, 539	4, 651
4 級	5, 314	5, 600	5, 900	6, 306	6, 664
5 級	1, 424	1, 458	1, 493	1, 541	1, 601
6 級	1, 148	1, 198	1, 248	1, 340	1, 406



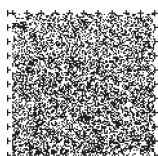
③身体障害者手帳の交付状況（内訳）

身体障害者手帳の交付状況の内訳をみると、「肢体不自由」が54.8%で最も割合が高く、過半数を占めています。次いで、「心臓機能障害」が15.7%となっています。

図1-3 身体障害者手帳の交付状況（内訳）：平成21年度



障 害 部 位	人	%
身体障害児・者：全体	28,737	100.0
視覚障害	1,920	6.7
聴覚・平衡機能障害	1,980	6.9
音声・言語・そしゃく機能障害	375	1.3
肢体不自由	15,755	54.8
心臓機能障害	4,503	15.7
呼吸器機能障害	603	2.1
じん臓機能障害	2,056	7.2
ぼうこう又は直腸の機能障害	1,414	4.9
小腸機能障害	32	0.1
免疫機能障害	99	0.3



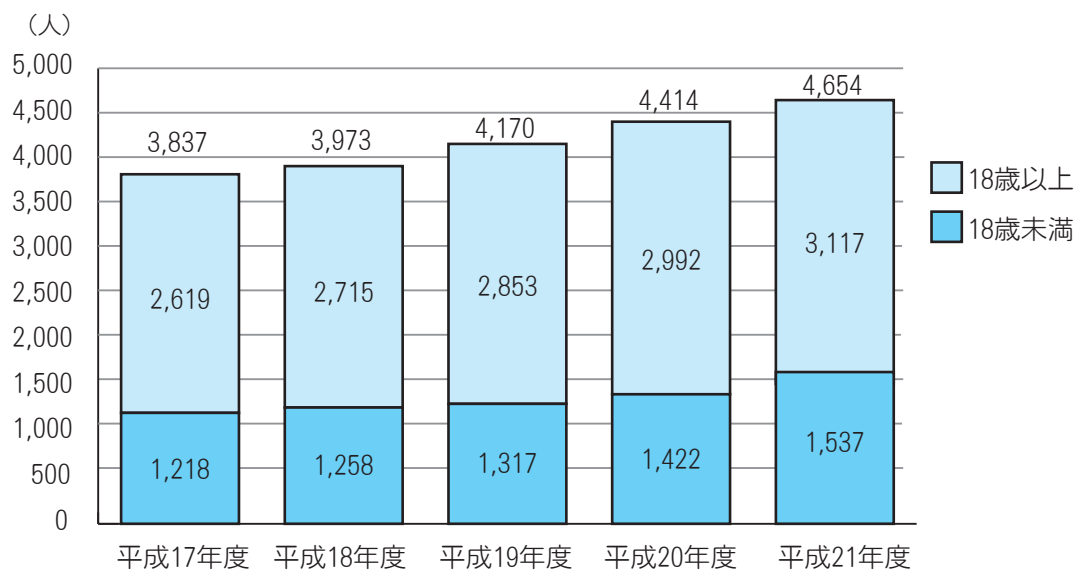
(2) 知的障害者

①療育手帳の交付状況の推移

療育手帳の交付状況の推移をみると、平成 17 年度の 3,837 人から徐々に増加傾向にあり、平成 21 年度には 4,654 人となっています。

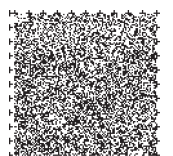
また、18 歳未満の比率は、全体の 3 割程度を占めています。

図 2 - 1 療育手帳の交付状況の推移



(人)

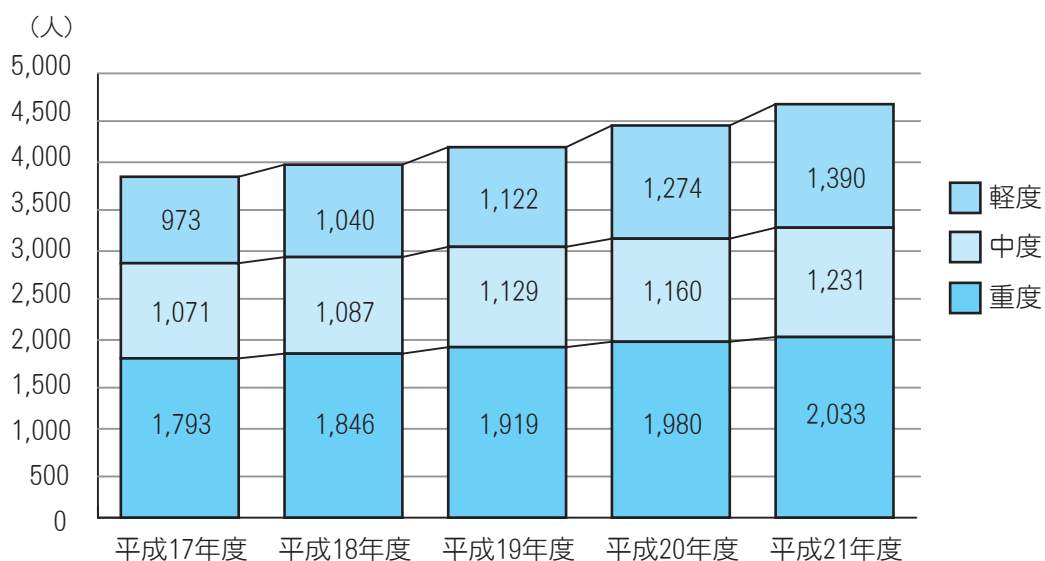
年齢階層	年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
		3,837	3,973	4,170	4,414	4,654
	18 歳未満	1,218	1,258	1,317	1,422	1,537
	18 歳以上	2,619	2,715	2,853	2,992	3,117



②障害程度別療育手帳の交付状況の推移

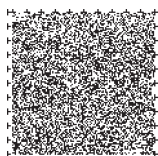
障害程度別に療育手帳の交付状況をみると、特に軽度の手帳交付が増加傾向にあり、また、重度が全体の4割以上を占めています。

図2-2 障害程度別療育手帳の交付



(人)

年度 障害程度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
重 度	1, 793	1, 846	1, 919	1, 980	2, 033
中 度	1, 071	1, 087	1, 129	1, 160	1, 231
軽 度	973	1, 040	1, 122	1, 274	1, 390

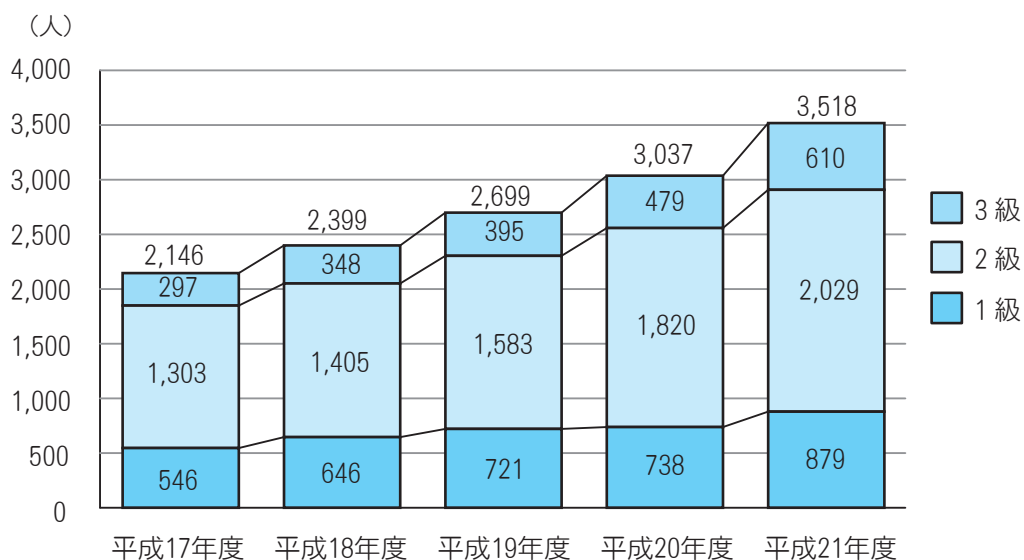


(3) 精神障害者

①等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

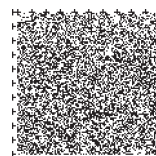
精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、平成 17 年度の 2,146 人から、平成 21 年度には 3,518 人となっており、5 年間で約 1.6 倍となっています。また、等級では 2 級が最も多くなっています。

図 3 - 1 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



(人)

年度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
等級	全 体	2,146	2,399	2,699	3,037	3,518
	1 級	546	646	721	738	879
	2 級	1,303	1,405	1,583	1,820	2,029
	3 級	297	348	395	479	610



②精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

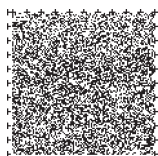
精神障害者の通院医療費公費負担患者数の推移をみると、総数では、平成17年度の7,555人から、平成21年度には9,351人となっています。

なお、平成21年度の内訳をみると、「うつ病等」が4,330人で最も多く、次いで「統合失調症」が3,104人となっています。

図3-2 精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

(人)

病名 \ 年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総数		7,555	7,511	7,781	8,313	9,351
統合失調症		2,326	2,413	2,713	2,883	3,104
うつ病等		3,354	3,061	3,314	3,667	4,330
脳器質性 精神障害	認知症	70	67	70	74	76
	その他	57	65	77	86	117
中毒性 精神障害	アルコール中毒	115	97	94	92	93
	覚せい剤中毒	42	36	51	38	56
	その他の中毒	38	31	27	32	26
その他の精神疾患		108	98	87	47	89
知的障害		71	83	70	68	97
人格障害		57	41	44	49	59
精神神経症		698	580	579	590	639
てんかん		535	508	516	526	559
その他	心因反応	27	13	2	3	2
	その他	57	418	137	158	104



2 相談件数の推移

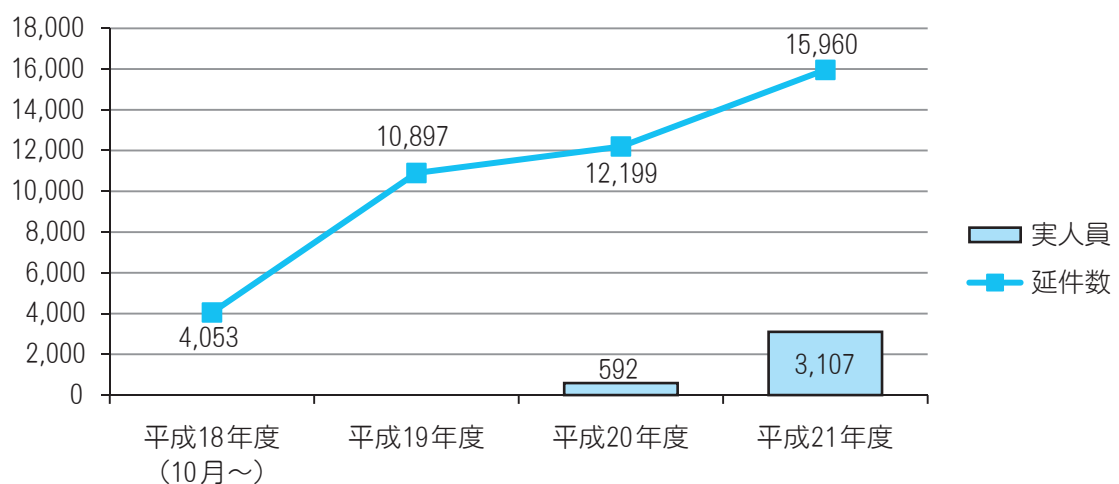
(1) 身体障害者

(ア) 障害者相談支援事業における相談件数と内訳

①相談件数の推移

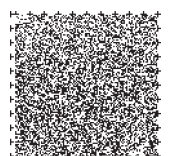
市が事業所に委託して実施している障害者相談支援事業における相談件数の推移をみると、延件数は、平成 18 年度の 4,053 件から、平成 21 年度には 15,960 件へと増加しています。

図 4 - 1 相談支援事業者による相談件数の推移（身体障害者）



年度 内容	平成 18 年度 (10 月～)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実人員（人）	—	—	592	3,107
延件数（件）	4,053	10,897	12,199	15,960

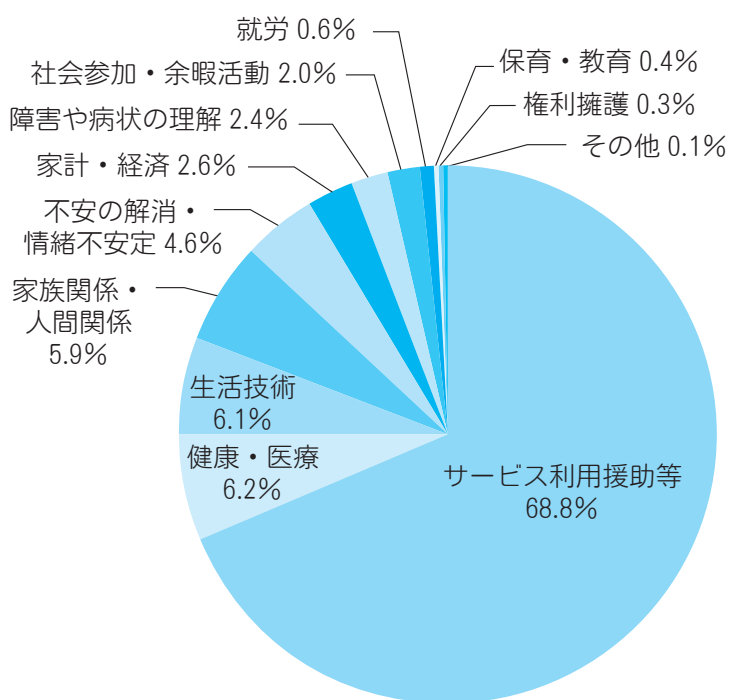
※平成 18 年度、19 年度の実人員は、平成 20 年度以降と集計方法が異なるため、未掲載



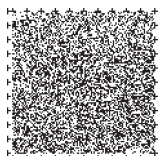
②延相談件数の内訳

障害者相談支援事業における平成21年度の相談件数内訳をみると、延件数は15,960件で、「サービス利用援助等」に関する相談が68.8%と全体の約7割を占めています。

図4-2 延相談件数の内訳：平成21年度（身体障害者）



相 談 内 容	件	%
延 件 数	15,960	100.0
サービス利用援助等	10,984	68.8
健康・医療	996	6.2
生活技術	977	6.1
家族関係・人間関係	939	5.9
不安の解消・情緒安定	742	4.6
家計・経済	408	2.6
障害や病状の理解	379	2.4
社会参加・余暇活動	317	2.0
就労	92	0.6
保育・教育	61	0.4
権利擁護	49	0.3
その他	16	0.1



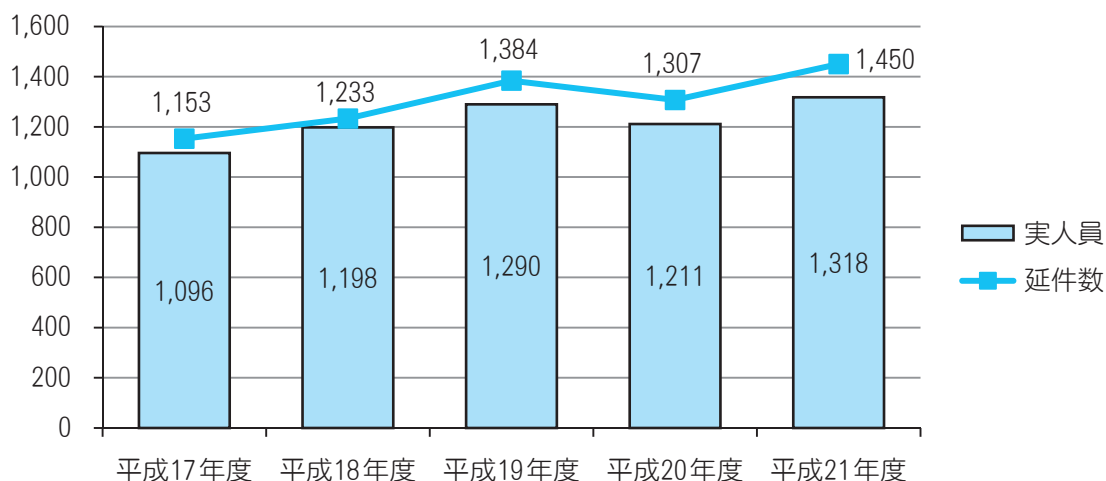
(イ) 市障害者相談センターにおける相談件数と内訳

①相談件数の推移

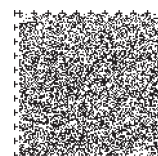
専門的な相談機関である市障害者相談センターにおける相談件数の推移をみると、延件数は、平成 17 年度の 1,153 件から、平成 21 年度には 1,450 件へと増加しています。

また、各年度の実人員数は、1,000 人強で推移しています。

図 4 - 3 相談件数の推移（身体障害者）



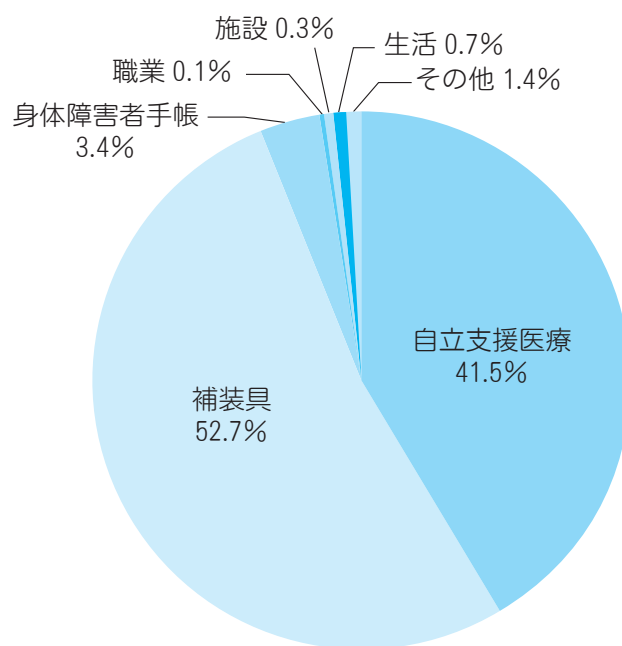
年度 内容	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実人員（人）	1,096	1,198	1,290	1,211	1,318
延件数（件）	1,153	1,233	1,384	1,307	1,450



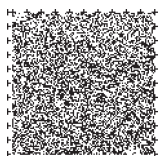
②延相談件数の内訳

平成21年度の延相談件数の内訳をみると、「補装具」が52.7%で最も割合が高く、次いで「自立支援医療」が41.5%を占めています。

図4-4 延相談件数の内訳：平成21年度（身体障害者）



相談内容	件	%
延件数	1,450	100.0
自立支援医療	602	41.5
補装具	764	52.7
身体障害者手帳	49	3.4
職業	1	0.1
施設	4	0.3
生活	10	0.7
その他	20	1.4



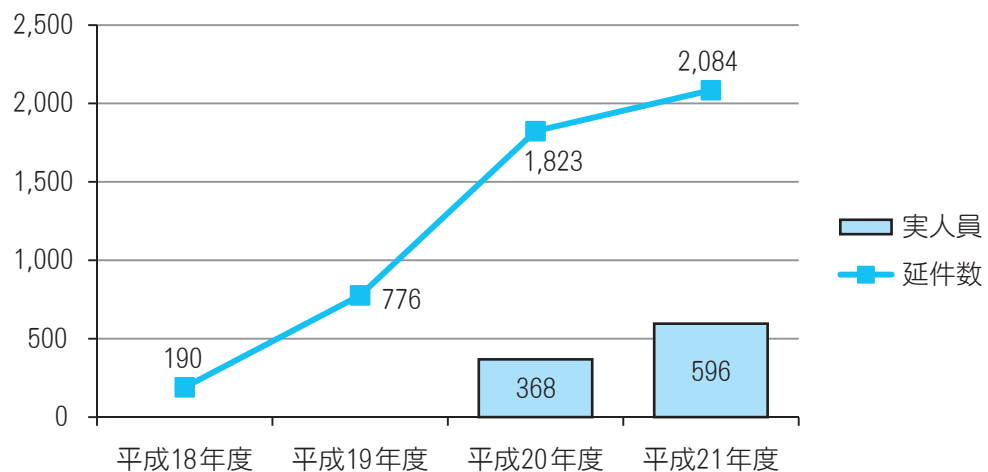
（２）知的障害者

（ア）障害者相談支援事業における相談件数と内訳

①相談件数の推移

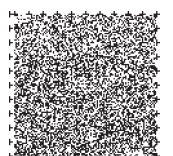
市が事業所に委託して実施している障害者相談支援事業における相談件数の推移をみると、延件数は、平成 18 年度の 190 件から、平成 21 年度には 2,084 件へと増加しています。

図 5－1 障害者相談支援事業における相談件数の推移（知的障害者）



年度 内容	平成 18 年度 (10 月～)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実人員（人）	—	—	368	596
延件数（件）	190	776	1, 823	2, 084

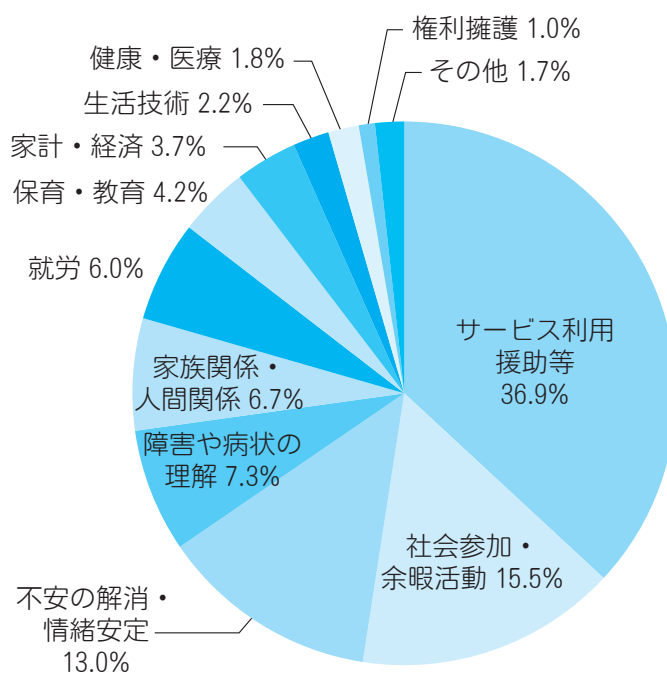
※平成 18 年度、19 年度の実人員は、平成 20 年度以降と集計方法が異なるため、未掲載



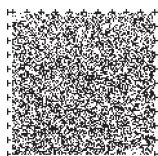
②延相談件数の内訳

障害者相談支援事業における平成21年度の相談件数の内訳をみると、延件数は2,084件で、「サービス利用援助等」に関する相談が36.9%、次いで「社会参加・余暇活動」が15.5%となっています。

図5-2 延相談件数の内訳：平成21年度（知的障害者）



相談内容	件	%
延件数	2,084	100.0
サービス利用援助等	769	36.9
社会参加・余暇活動	324	15.5
不安の解消・情緒安定	271	13.0
障害や病状の理解	153	7.3
家族関係・人間関係	139	6.7
就労	125	6.0
保育・教育	87	4.2
家計・経済	77	3.7
生活技術	45	2.2
健康・医療	38	1.8
権利擁護	20	1.0
その他	36	1.7

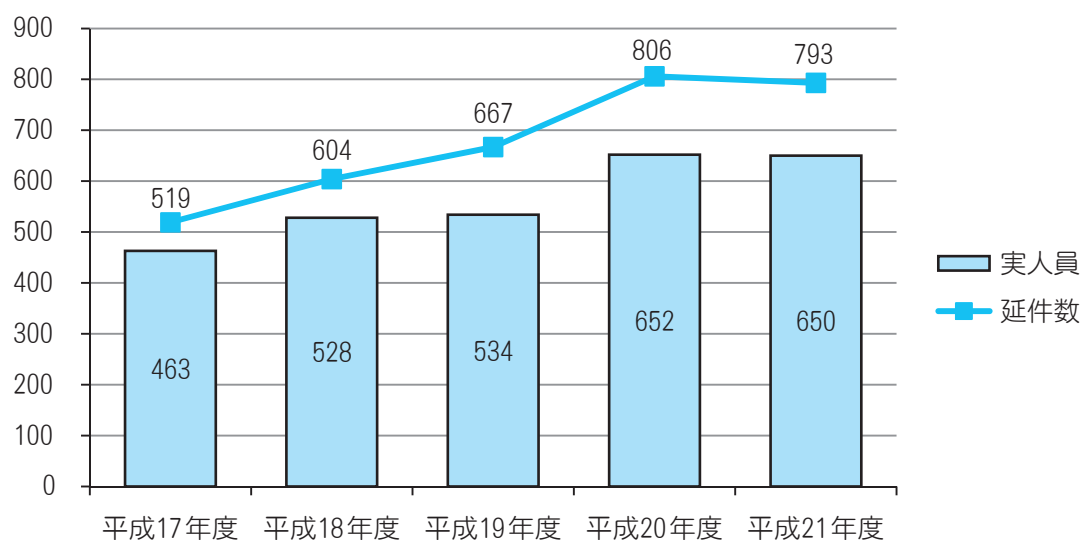


(イ) 市障害者相談センターにおける相談件数と内訳

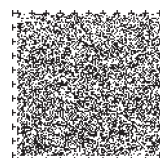
①相談件数の推移

専門的な相談機関である市障害者相談センターにおける相談件数の推移をみると、延件数は、平成 17 年度の 519 件から、平成 21 年度には 793 件と徐々に増加しています。

図 5 - 3 相談件数の推移（知的障害者）



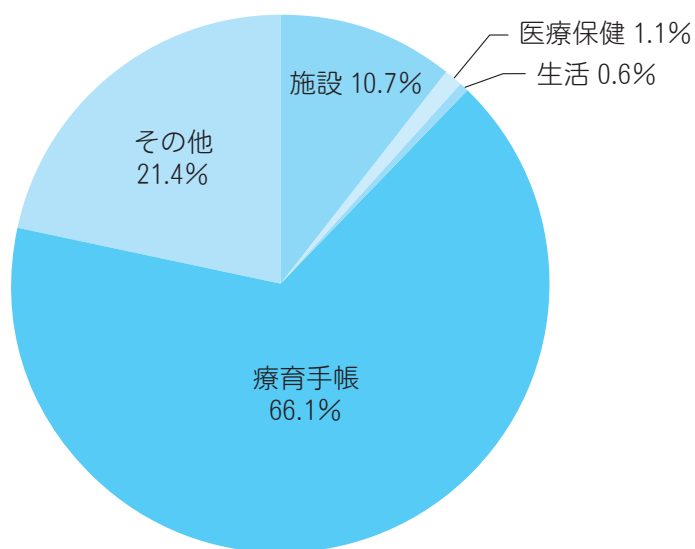
内容 \ 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実人員（人）	463	528	534	652	650
延件数（件）	519	604	667	806	793



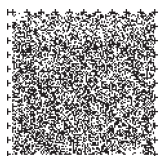
②延相談件数の内訳

平成21年度の延相談件数の内訳をみると、「療育手帳」が66.1%、「施設」が10.7%を占めています。

図5-4 延相談件数の内訳：平成21年度（知的障害者）



相談内容	件	%
延件数	793	100.0
施設	85	10.7
医療保健	9	1.1
生活	5	0.6
療育手帳	524	66.1
その他	170	21.4



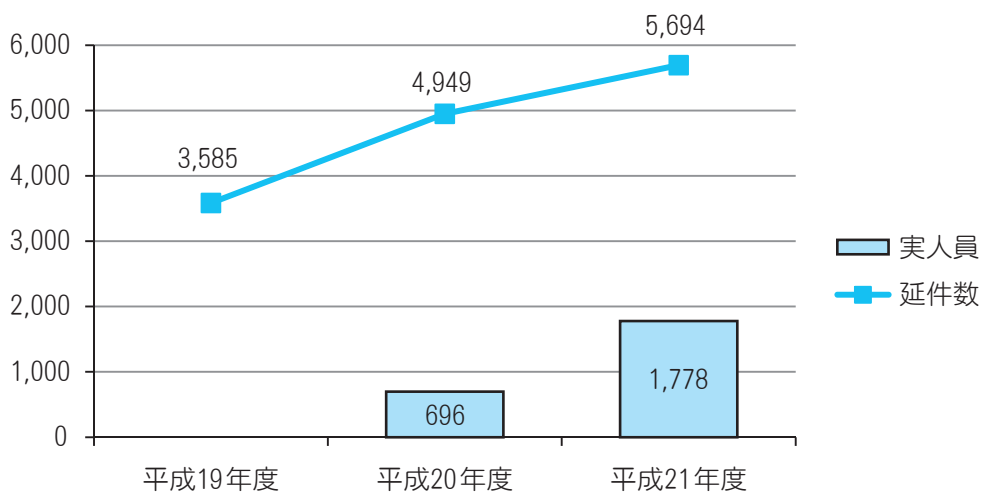
(3) 精神障害者

(ア) 障害者相談支援事業における相談件数と内訳

①相談件数の推移

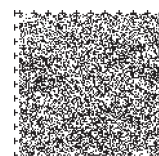
市が事業所に委託して実施している障害者相談支援事業における相談件数の推移をみると、延件数は、平成 19 年度の 3,585 件から、平成 21 年度には 5,694 件へと増加しています。

図 6 - 1 相談件数の推移（精神障害者）



内容 \ 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実人員（人）	—	696	1,778
延件数（件）	3,585	4,949	5,694

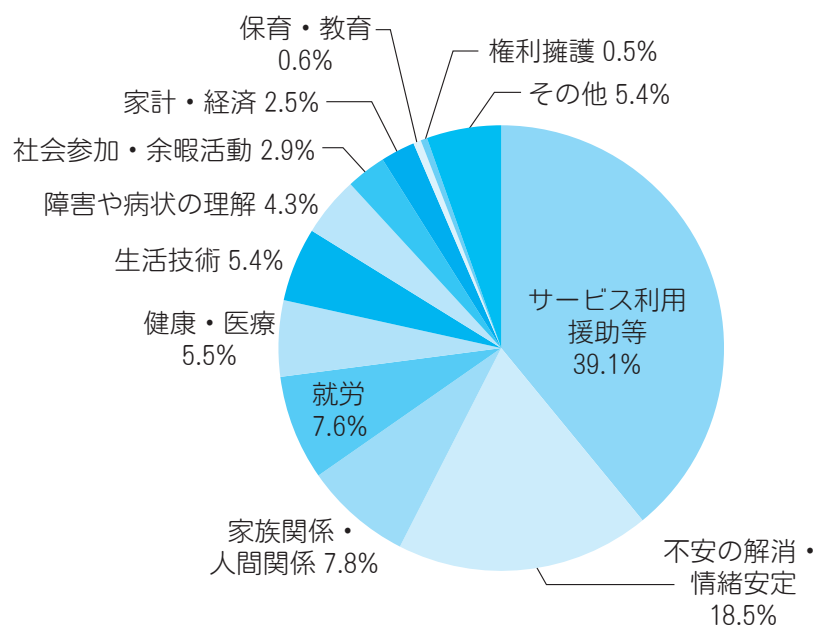
※平成 19 年度の実人員は、平成 20 年度以降と集計方法が異なるため、未掲載



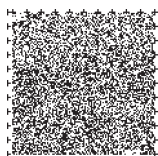
②延相談件数の内訳

障害者相談支援事業における平成21年度の相談件数の内訳をみると、延件数は5,694件で、「サービス利用援助等」に関する相談が39.1%、次いで「不安の解消・情緒安定」が18.5%となっています。

図6-2 延相談件数の内訳：平成21年度（精神障害者）



相談内容	件	%
延件数	5,694	100.0
サービス利用援助等	2,224	39.1
不安の解消・情緒安定	1,051	18.5
家族関係・人間関係	444	7.8
就労	434	7.6
健康・医療	314	5.5
生活技術	306	5.4
障害や病状の理解	247	4.3
社会参加・余暇活動	165	2.9
家計・経済	142	2.5
保育・教育	32	0.6
権利擁護	27	0.5
その他	308	5.4

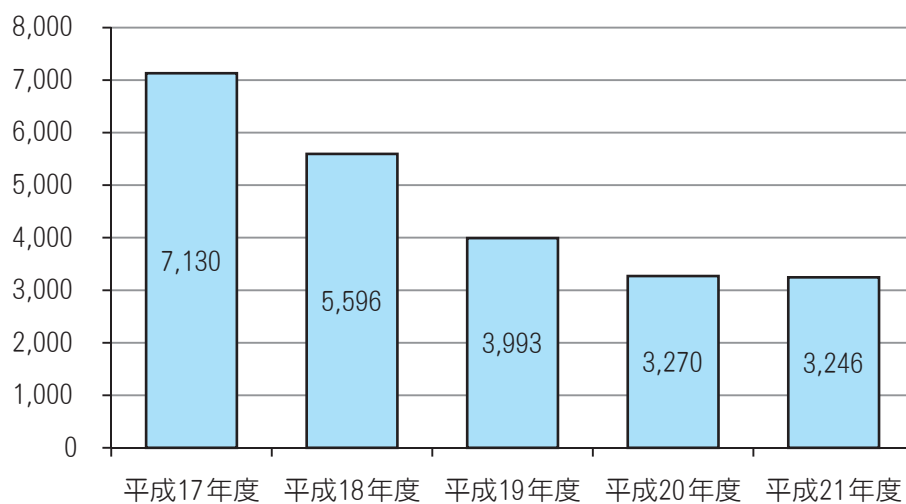


(イ) 保健福祉センターにおける相談件数と内訳

①相談件数の推移

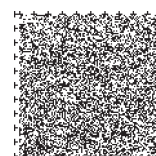
保健福祉センターにおける精神保健相談・訪問指導状況の延件数の推移をみると、平成 17 年度では障害者自立支援法の施行に伴い 7,130 件でしたが、平成 20 年度以降は約 3,200 件で推移しています。

図 6 - 3 相談件数の推移（精神障害者）



(人)

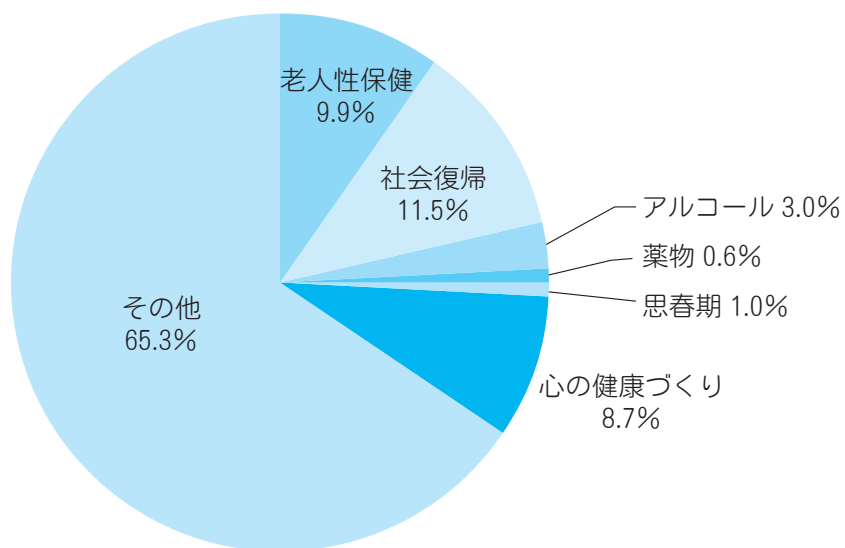
年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
内容	7, 130	5, 596	3, 993	3, 270	3, 246



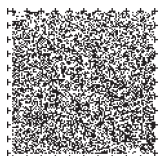
②延相談件数の内訳

平成21年度の精神保健相談・訪問指導種別の内訳をみると、「社会復帰」が11.5%、「老人精神保健」が9.9%を占めています。

図6-4 相談・訪問指導種別の内訳：平成21年度（精神障害者）



種 別	件	%
総 数	3,246	100.0
老人精神保健	321	9.9
社会復帰	374	11.5
アルコール	98	3.0
薬物	21	0.6
思春期	32	1.0
心の健康づくり	281	8.7
その他	2,119	65.3



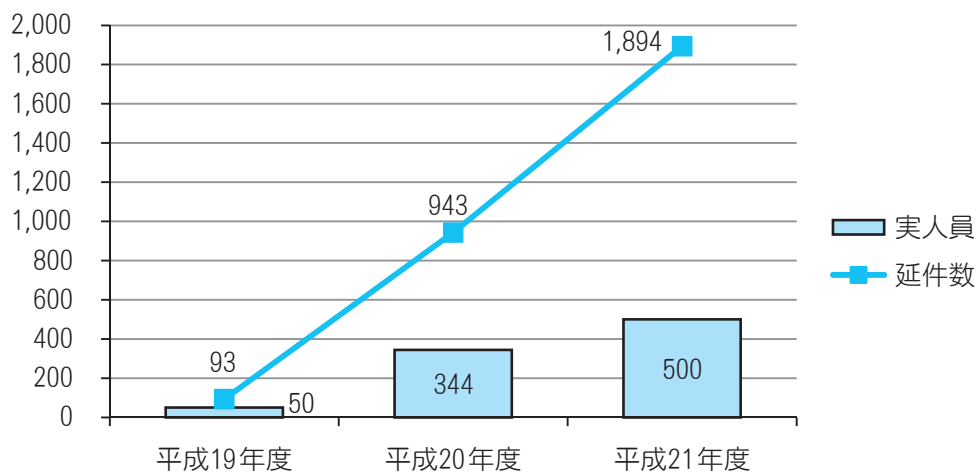
(4) 発達障害者

(ア) 発達障害者支援センターにおける相談件数と内訳

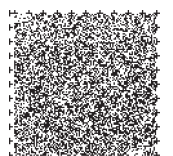
①相談件数の推移

平成 20 年 1 月に開設した発達障害者支援センターにおける相談件数の推移をみると、延件数は平成 19 年度の 93 件から平成 21 年度には 1,894 件と大幅に増加しています。

図 7 - 1 相談件数の推移（発達障害者）



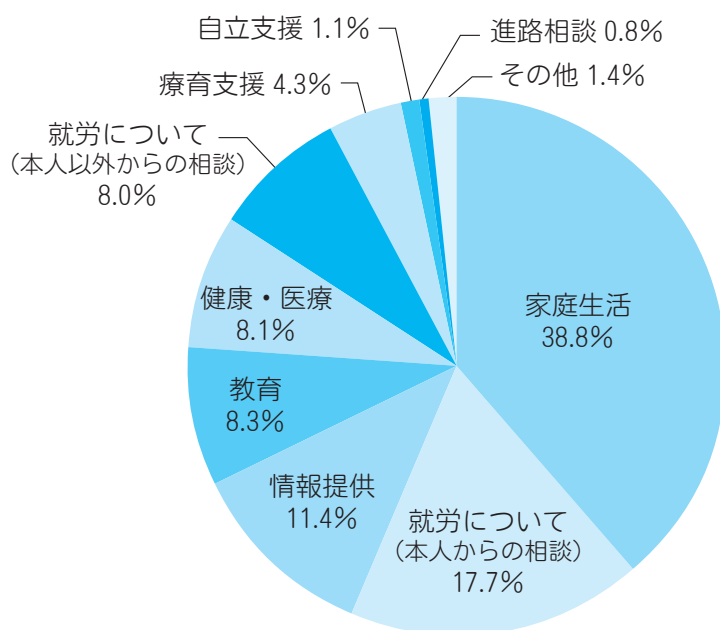
年度 内容	平成 19 年度 (H20. 1 月～)	平成 20 年度	平成 21 年度
実人員 (人)	50	344	500
延件数 (件)	93	943	1, 894



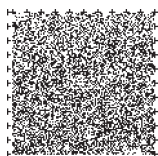
②延相談件数の内訳

平成21年度の相談件数の内訳をみると、延件数は1,894件で、「家庭生活」に関する相談が38.8%と約4割を占め、次いで「就労について（本人からの相談）」が17.7%となっています。

図7-2 延相談件数の内訳：平成21年度（発達障害者）



相談内容	件	%
延件数	1,894	100.0
家庭生活	734	38.8
就労について（本人からの相談）	336	17.7
情報提供	216	11.4
教育	157	8.3
健康・医療	154	8.1
就労について（本人以外からの相談）	151	8.0
療育支援	82	4.3
自立支援	21	1.1
進路相談	16	0.8
その他	27	1.4

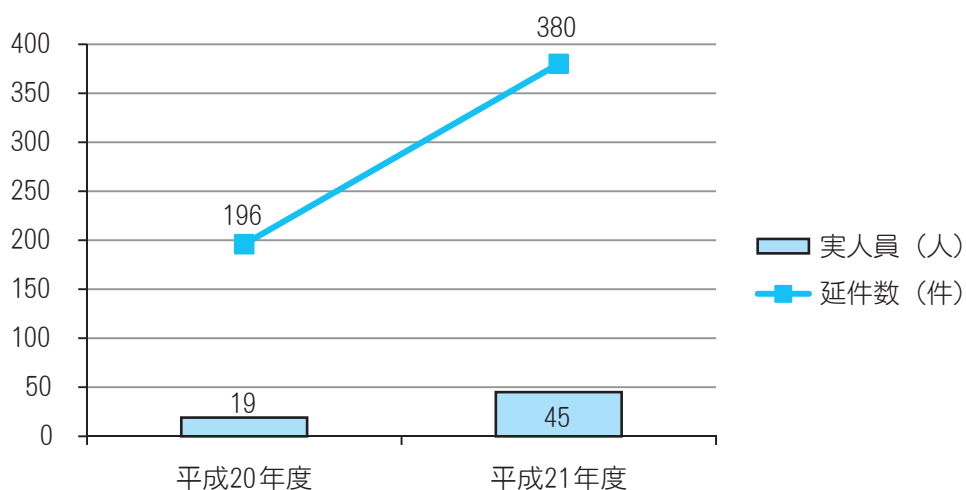


(イ) 障害者相談支援事業における相談件数と内訳

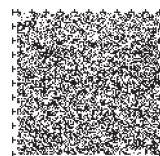
①相談件数の推移

市が事業所に委託して実施している障害者相談支援事業における相談件数の推移をみると、延件数は、平成 20 年度 196 件から、平成 21 年度には 380 件へと増加しています。

図 7 - 3 相談件数の推移（発達障害者）



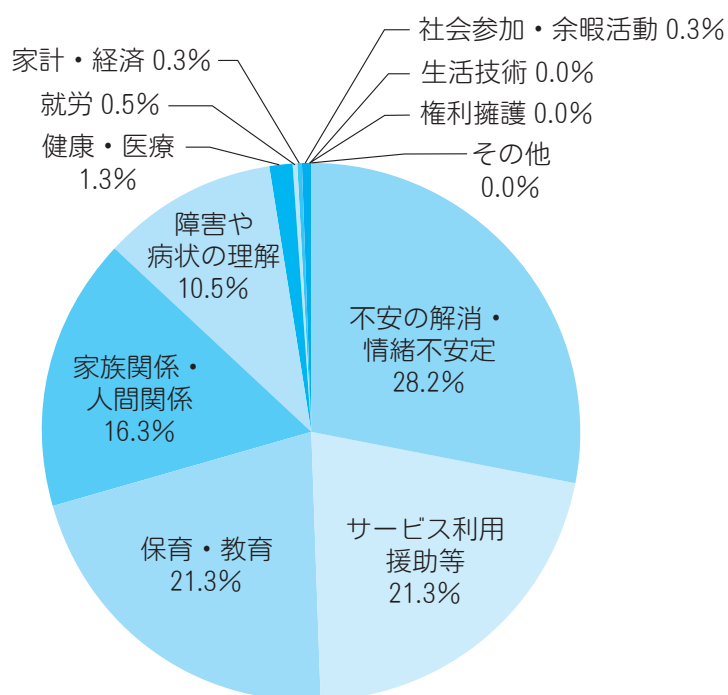
内容 \ 年度	年度	
	平成 20 年度	平成 21 年度
実人員（人）	19	45
延件数（件）	196	380



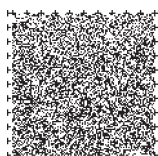
②延相談件数の内訳

平成21年度の相談件数の内訳をみると、延件数は380件で、「不安の解消・情緒安定」に関する相談が28.2%、次いで「サービス利用援助等」、「保育・教育」が21.3%となっています。

図7-4 延相談件数の内訳：平成21年度（発達障害者）



相談内容	件	%
延件数	380	100.0
不安の解消・情緒安定	107	28.2
サービス利用援助等	81	21.3
保育・教育	81	21.3
家族関係・人間関係	62	16.3
障害や病状の理解	40	10.5
健康・医療	5	1.3
就労	2	0.5
家計・経済	1	0.3
社会参加・余暇活動	1	0.3
生活技術	0	0.0
権利擁護	0	0.0
その他	0	0.0



第3章 計画の基本的な考え方

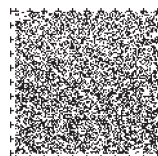
1 基本理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を創造するためには、生活をしていく中で感じるバリアを排除し、個人の持つ能力・多様性が尊重され、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加・参画できる地域社会を実現していく必要があります。

第1次計画の推進により、こうした地域社会の実現に向けて一定の進捗が図られてきましたが、第1次計画が策定されてから5年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、こうした状況に対応するための新たな指針を示す時期に來ています。

第2次計画においては、すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、生活環境におけるバリアフリーと心のバリアフリーを一層推進することにより、「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。



2 計画の視点

基本理念を実現するための施策展開に当たって、次の4つの視点を計画の視点とします。

① 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

② 相互に支え合い共生するためのバリアフリー化の推進

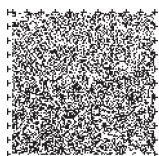
地域における自立や社会参加に係る障壁を除き、誰もが安心して生活できるよう、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

③ 障害者の視点に立った各分野における施策展開

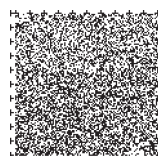
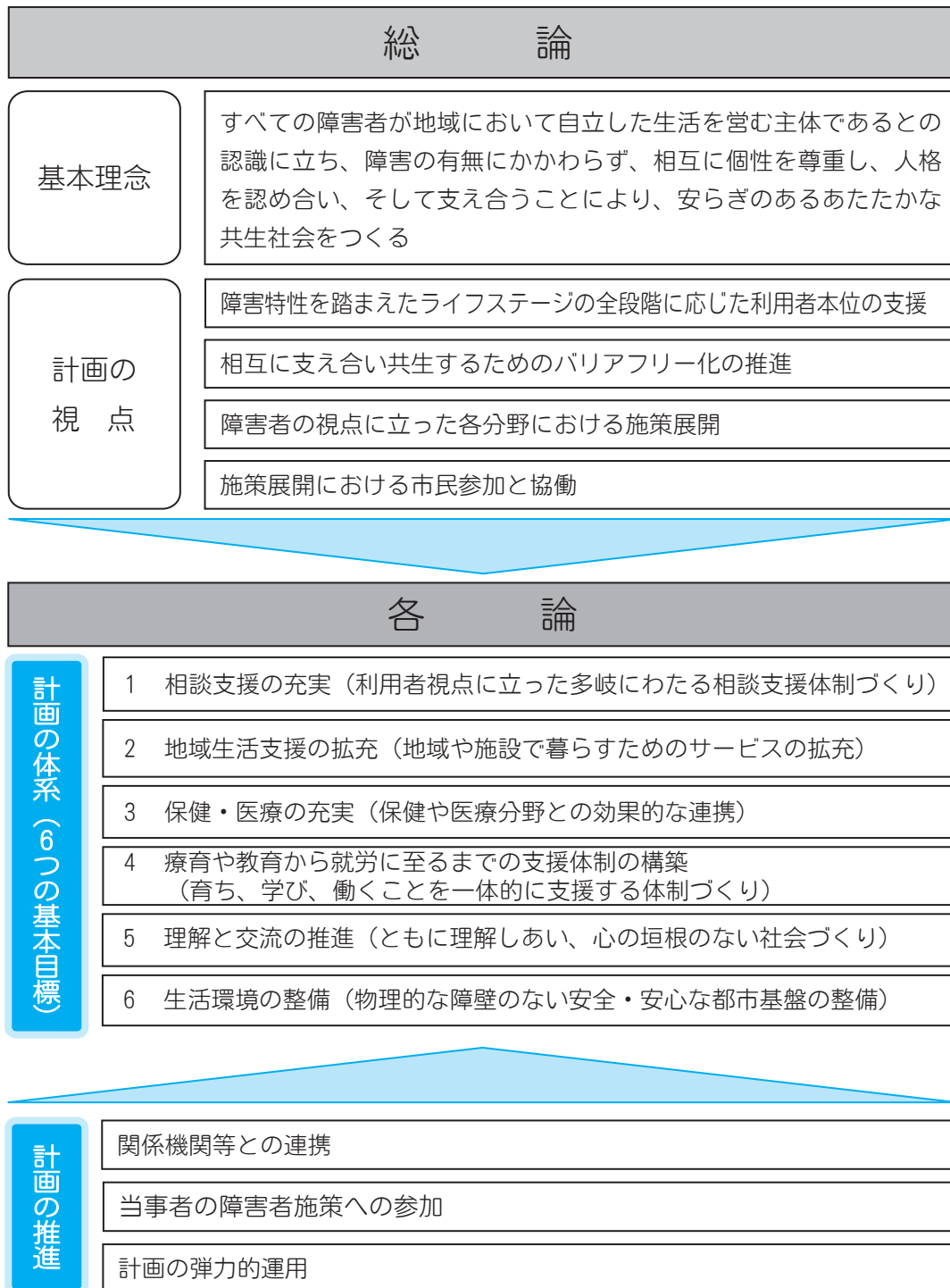
市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者視点に立って取り組む必要があります。

④ 施策展開における市民参加と協働

障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。



3 計画の構成



第2部 各論

基本目標1

相談支援の充実

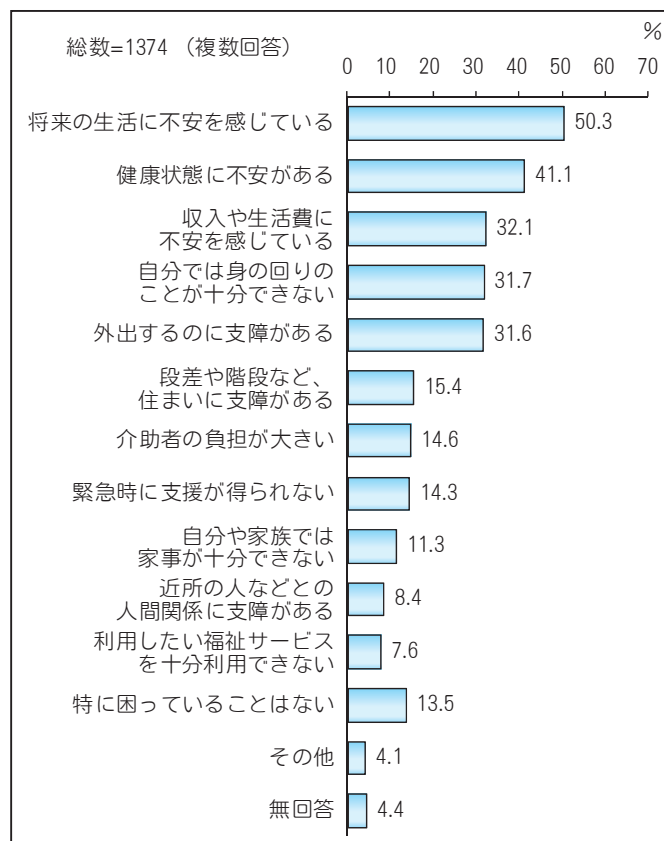
～利用者視点に立った多岐にわたる相談支援体制づくり～

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活のあらゆることを気軽に相談できる場所があることが不可欠です。

そこで、身近な相談機関を一層強化するとともに、より専門性を備えた職員を配置することが求められています。

また、当事者からの相談に応えるだけでなく、権利擁護の推進や的確な自己選択のために情報提供の充実を図ることが求められています。

図8 日常生活で困っていること（在宅の方（18歳以上））



出典：「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成21年度）」

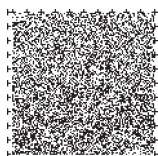
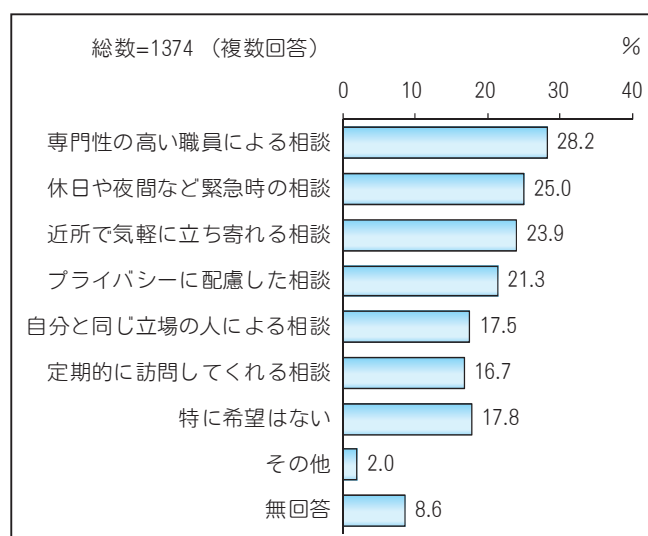


図9 希望する相談制度（在宅の方（18歳以上））



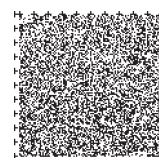
出典：「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成21年度）」

（1）身近な相談機関の充実

障害者や家族介助者の不安を軽減するとともに、地域で気軽に相談できるよう、各区保健福祉センター、児童相談所をはじめ、障害者相談支援事業、障害者相談員事業などを充実させることにより、地域の中で障害者を支えていく仕組みを強化します。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
1	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業所において、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助を行います。	障害者自立支援課
2	障害者相談員事業	市から委嘱された身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体・知的障害者（児）、その家族等からの身近な問題について相談に応じます。 また、定期的に相談員に対する研修を行い、知識の向上に努めます。	障害者自立支援課
3	民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員の各種研修会で障害の特性などについての知識を深めます。	地域福祉課
再掲 (6)	精神保健福祉相談事業	※No. 6を参照	障害者自立支援課
再掲 (8)	養護教育センター教育相談事業	※No. 8を参照	養護教育センター



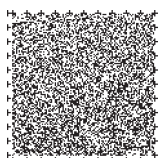
N o	事業名	事業内容	担当課
再掲 (81)	スクールカウンセラー活用事業	※N o. 81を参照	教育委員会 指導課
再掲 (82)	教育相談指導教室事業 (不登校生・中学)	※N o. 82を参照	教育委員会 指導課
再掲 (83)	教育相談事業（不登校・いじめ）	※N o. 83を参照	教育委員会 指導課

（２）専門的な相談体制の強化

障害が多様化・複雑化していく中で、障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター、児童相談所、養護教育センターにおける専門性の高い相談体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会を中心とした関係機関のネットワークの構築等を推進します。

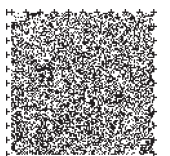
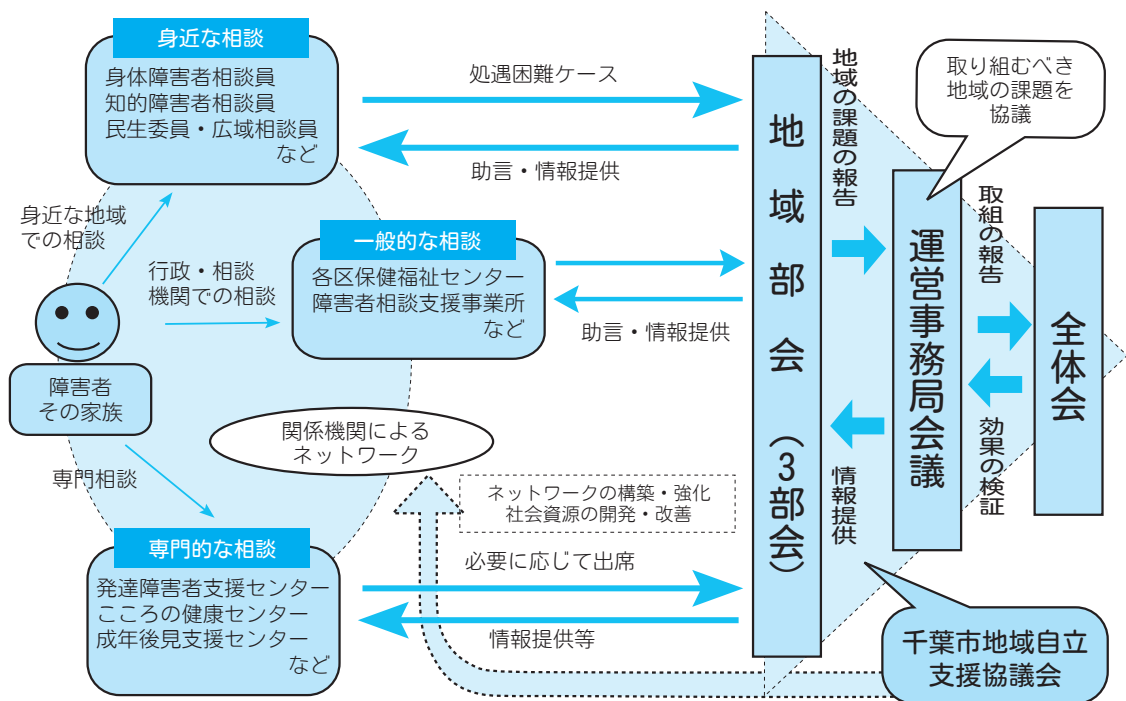
【主な事業】

N o	事業名	事業内容	担当課
4	地域自立支援協議会運営	相談支援を担う関係機関等で構成される地域自立支援協議会において、障害者の地域生活を支援するためのシステム作りや関係機関のネットワークの構築等に向けて定期的に協議を行います。 なお、地域部会では、困難事例への対応の協議等も行い、障害者相談支援事業者等に情報提供することにより、身近な相談窓口における対応の充実を図ります。	障害者自立支援課
5	発達障害者支援センター運営	発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、ライフステージごとの一貫した支援を推進するための体制整備に努めます。また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制を推進します。	障害者自立支援課
6	精神保健福祉相談事業	市民の心の健康の保持増進や精神疾患の早期発見、早期治療及び精神障害者の社会復帰を促進するため、こころの健康センター、保健所、保健福祉センターで相談を行い、訪問指導や受療援助の機能を強化します。	障害者自立支援課
7	障害児等療育支援事業	身近な地域で療育指導等が受けられるよう支援事業者が訪問又は外来による療育相談等を行います。また、施設に対し、療育に関する技術指導等も行います。	障害者自立支援課



No	事業名	事業内容	担当課
8	養護教育センター教育相談事業	障害等がある幼児、児童生徒、その保護者及び教職員等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、電話相談・来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。	養護教育センター
再掲(81)	スクールカウンセラー活用事業	※No. 81を参照	教育委員会指導課
再掲(82)	教育相談指導教室事業(不登校生・中学)	※No. 82を参照	教育委員会指導課
再掲(83)	教育相談事業(不登校・いじめ)	※No. 83を参照	教育委員会指導課

図10 千葉市の相談支援体制

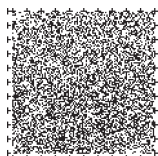


(3) 権利擁護の推進

障害者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、判断能力の不十分な方の権利を擁護する事業を展開するとともに、障害者の人権を侵す不当な差別や偏見の解消、虐待防止の取り組みを進めます。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
9	成年後見支援センター設置事業	判断能力が十分でない方が安心して地域で生活できるよう、弁護士による専門相談や後見人候補者の情報提供を行い、家庭裁判所への申立て手続きなどの支援をワンストップで提供します。また、市民後見人養成研修を実施し、後見人の担い手不足の解消に努めます。	高齢福祉課 障害者自立支援課
10	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為が困難な方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。	高齢福祉課 障害者自立支援課
11	消費者被害の防止における障害者に対する配慮	消費者被害防止に関する見守り講座の実施や情報提供など、悪質商法等による被害に遭わないための支援などを推進します。	消費生活センター



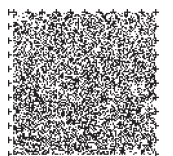
(4) 情報提供の充実

障害者が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

また、視覚障害や聴覚障害などにより情報の入手が困難な方にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

【主な事業】

N o	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
12	障害者福祉のあんない発行事業	障害者が利用できる相談窓口や各種制度について、分野別に対象者、内容を掲載した冊子を作成するとともに、ホームページに掲載し、情報提供に努めます。 なお、点字版や音声で聞くことのできるSPコードを添付し、視覚障害者にも配慮します。	障害企画課
13	情報支援等事業	点字による即時情報ネットワーク事業や手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成を行います。 また、点字・声の市政だよりの発行も行います。	障害者自立支援課
14	手話通訳者配置事業	手話通訳者を保健福祉センターに配置し、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図ります。	障害者自立支援課
15	環境情報紙エコライフちば	環境に関する身近で有益な情報を広く市民に提供する冊子を作成するとともに、ホームページに掲載し、情報提供を行います。 なお、SPコードを添付し、視覚障害者にも配慮します。	環境保全課
16	点字版ごみの出し方一覧表	市内在住の視覚障害者向けに「点字版：家庭ごみの出し方一覧表」を作成します。	収集業務課
17	市役所コールセンターの運営	市民からの行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを運営します。	広聴課
再掲 (119)	図書館サービスの充実	※N o. 119を参照	中央図書館



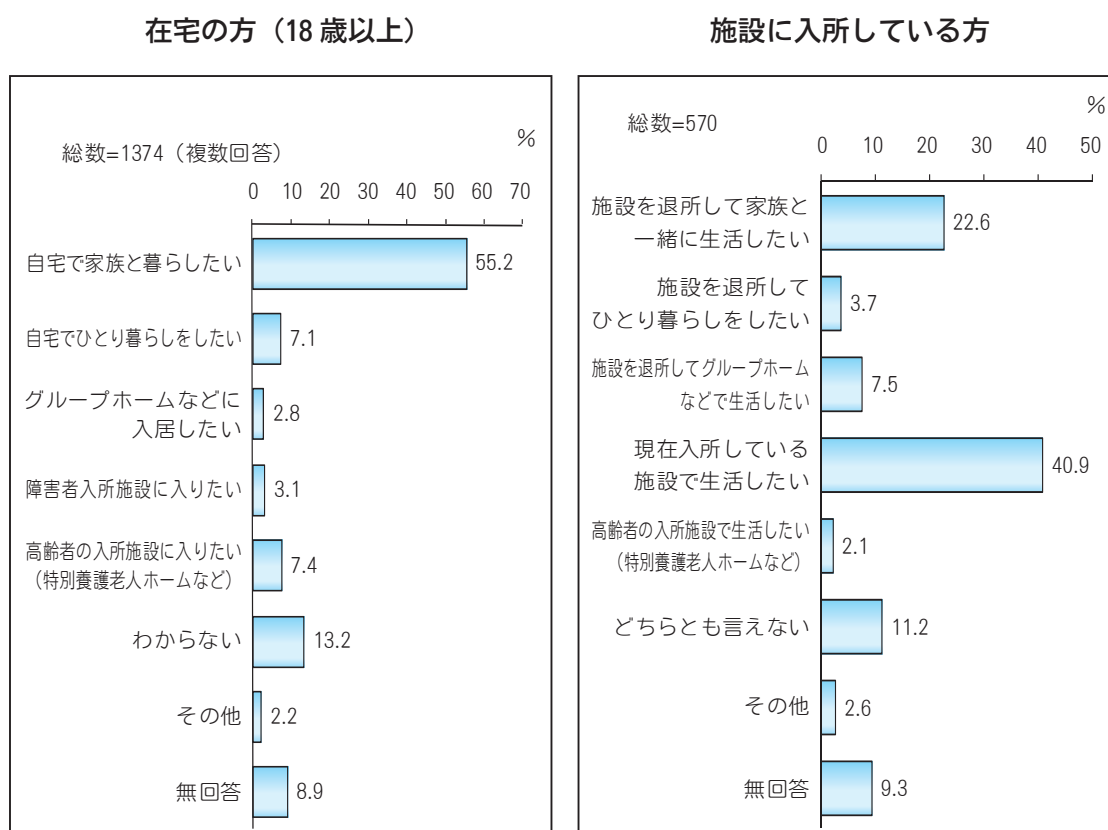
基本目標2

地域生活支援の拡充

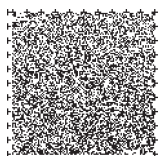
～地域や施設で暮らすためのサービスの拡充～

障害者が地域で自立した生活を営むために、計画的な障害福祉サービス基盤の整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開し、経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ることが求められています。

図11 将来の暮らし方の希望



出典：「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成21年度）」



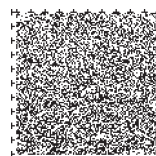
(1) 障害福祉サービスの拡充

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために自己選択と自己決定の自由を尊重した利用者本位の障害福祉サービスをより充実させ、障害福祉計画に基づき、総合的かつ効果的に提供できる体制を整備します。

また、障害者自立支援法の廃止や法改正その他国の動向に注視しながら適切な運用や施策の展開を図っていきます。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
18	訪問系サービス事業	居宅生活を支えるサービスとして居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を実施します。	障害者自立支援課
19	日中活動系サービス事業	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所サービスを実施します。	障害者自立支援課
20	居住系サービス事業	障害者の地域生活への移行を実現するために、今後の住まいの場の中心となるグループホーム等の充実を図るとともに、地域住民の障害や障害者に対する理解を深めていくために、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援を実施します。	障害者自立支援課
21	障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業	各区保健福祉センターにコーディネーターを配置し、障害者等の相談をはじめ、障害程度区分の調査、事業者との連絡調整等を行い、障害者支援の充実を図ります。	障害者自立支援課
22	障害福祉サービス等ヘルパー研修事業	居宅介護事業所のヘルパー等を対象に、定期的な研修を行い、従業者等の知識の向上を図ります。	障害者自立支援課



（２）社会復帰支援の充実

精神障害者の社会復帰を図るため、グループホーム、ケアホーム、障害福祉サービス事業所等の整備を促進するとともに、地域生活支援センターを中心に、関係機関が連携のうえ、退院に向けての相談や自立支援計画を作成し、社会復帰や円滑な地域生活への移行を支援していきます。

【主な事業】

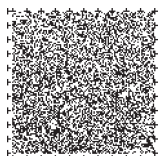
No	事業名	事業内容	担当課
23	精神障害者の社会復帰支援	精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており地域生活移行への条件が整えば退院可能である方に対し、地域活動支援センターを中心に病院や社会復帰施設などと連携し、相談や自立支援計画を作成し、退院のための訓練を行い社会復帰を支援します。	障害者自立支援課
24	デイケアクラブ事業	精神障害者の社会復帰に関する相談指導の一環として、各区保健福祉センターにおいて料理、手芸、スポーツなどを通じた、仲間づくりや社会参加の場としてのデイケアクラブを開催します。	障害者自立支援課
再掲 (28)	障害者グループホーム等の整備	※No. 28を参照	障害者自立支援課
再掲 (29)	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の整備	※No. 29を参照	障害企画課
再掲 (30)	地域活動支援センターの整備	※No. 30を参照	障害者自立支援課

（３）福祉用具利用支援の充実

障害者が地域で自立して生活していくために、補装具費及び日常生活用具費の適切な支給や障害者福祉センターにおける各種福祉機器の情報提供を充実し、障害者の自立や社会参加を促進します。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
25	補装具費の支給事業	身体障害者（児）の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための補装具費（購入・修理）を支給します。	障害者自立支援課



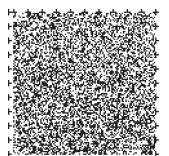
No	事業名	事業内容	担当課
26	日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者（児）、小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。	障害者自立支援課 健康支援課
27	福祉機器展示コーナー運営	障害者福祉センターで開設している福祉機器展示コーナーにおいて、障害者等が日常生活で利用する車いすや入浴用具などの福祉用具を展示するとともに、福祉機器の使用法や選定に関する相談に応じます。	障害企画課

（４）地域生活の場・地域活動の場の整備

障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、グループホーム、ケアホーム、生活ホーム、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所等の設置・運営に対する支援を行い、生活の場、活動の場の確保に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
28	障害者グループホーム等の整備	障害者が、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム等の整備を促進します。	障害者自立支援課
29	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の整備	障害者の自立と社会参加を目指し、介護や自立、就労のための訓練を行う障害者支援施設や障害福祉サービス事業所の整備を促進します。	障害企画課
30	地域活動支援センターの整備	創作的な活動や生産活動、社会との交流など多様な活動の場を提供する地域活動支援センターの整備を促進し、地域における日中活動の場の確保を進めます。	障害者自立支援課
31	強度行動障害者市単加算事業	強度行動障害児の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成し、利用者への適切な指導・訓練等を支援します。	障害者自立支援課
32	高齢重度障害者介護支援加算事業	手厚い介護や医療的サービスが必要な高齢障害者を受け入れている施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成し、利用者の支援の向上を図ります。	障害者自立支援課

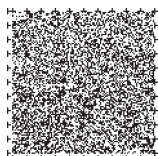


(5) 経済的支援の充実

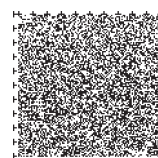
障害者への経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、日常生活における経済的負担の軽減等に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
33	心身障害者（児）福祉手当支給事業	特別障害者手当に該当しない在宅の20歳以上の重度の障害者及び障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度の障害者（児）を扶養する保護者に手当を支給します。	障害者自立支援課
34	心身障害者（児）医療費助成事業	重度の障害者（児）に対し保険診療の自己負担分を助成します。	障害者自立支援課
35	心身障害者扶養共済事業	障害のある児・者を扶養している満65歳未満の方が加入者となり、毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡または重度障害になったとき、障害児・者に終身一定の年金を給付します。	障害者自立支援課
36	福祉タクシー事業	重度の障害者等がタクシーを利用する際に、その運賃の一部を助成します。	障害者自立支援課
37	自動車燃料費助成事業	重度の障害者等が自動車を利用する際に、その燃料費の一部を助成します。	障害者自立支援課
38	障害者通所交通費助成事業	障害者が通所施設、小規模作業所、デイケア等に通所する際、必要な交通費の一部を助成します。	障害者自立支援課
39	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設で更生訓練を受けている方に更生訓練費を支給します。 また、施設に入所・通所し訓練を終了、又は就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用して就職等により自立する方に就職支度金を支給します。	障害者自立支援課



N o	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
40	各種使用料等の減免	市内の各種文化施設、スポーツ施設等を利用する際、身体・知的・精神の障害者手帳を提示した障害者に対し、使用料の減免を行います。	各担当課
再掲 (53)	小児慢性特定疾患治療研究事業及びぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業	※N o. 5 3 を参照	健康支援課
再掲 (54)	未熟児養育医療給付事業	※N o. 5 4 を参照	健康支援課
再掲 (55)	育成医療給付事業	※N o. 5 5 を参照	健康支援課
再掲 (86)	特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	※N o. 8 6 を参照	学事課
再掲 (87)	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業	※N o. 8 7 を参照	保健体育課

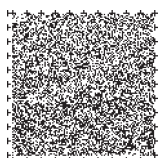


(6) 日常生活の支援

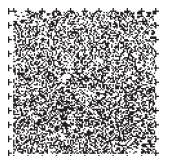
障害者の地域生活を支援するため、障害福祉計画に基づき、地域生活支援事業を充実するとともに、日常生活がより快適に過ごせるよう様々な施策を展開します。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
41	移動支援事業	屋外での移動が困難な重度の視覚障害者・児、両上肢および両下肢に2級以上の障害のある身体障害者・児、知的障害者・児、一人での外出が困難な精神障害者に対し、外出のための支援を行います。	障害者自立支援課
42	訪問入浴サービス	身体に重度の障害があり居宅において入浴が困難な障害者等に対し、訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を供与します。	障害者自立支援課
43	生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導や、知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の本人活動などを支援します。	障害者自立支援課
44	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障害者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活支援及び家事援助を行います。	障害者自立支援課
45	難病患者等居宅生活支援事業	難病患者及び関節リウマチの患者に対し、難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等日常生活用具給付事業及び難病患者等短期入所事業を実施します。	健康企画課
46	重症心身障害児者通園事業	在宅の重症心身障害児（者）に対して、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等の必要な療育を支援する通園事業を実施します。	障害者自立支援課
47	視覚障害者用ごみ指定袋購入事業	視覚障害で単身世帯の方に、可燃ごみ袋・不燃ごみ袋（点字入り）を配布します。 また、希望する方に対しては、びん・缶・ペットボトルを出すときに使用する資源物用の特別指定袋についても配布します。	収集業務課



No	事業名	事業内容	担当課
48	障害者世帯等の粗大ごみの運び出し収集	粗大ごみの収集に際し、障害者世帯、高齢者世帯等を対象に、身近な人の協力が困難で自ら指定場所まで運びだすことができない場合に屋内からの運び出し収集を実施します。	収集業務課
49	戸籍謄抄本等宅配サービス	市内に住所を有する歩行等の困難な身体障害者、ねたきり高齢者等に対し、戸籍謄抄本・住民票の写し等の証明書を職員が出張して交付します。	区政課
50	電子申請サービス事業	インターネットを介して自宅などから市への申請・届出等が行える電子申請サービスについて、利用者ニーズの高い手続きや携帯電話からの申請・届出を可能とするなど、利用者の利便性の向上を図ります。	情報企画課
再掲 (119)	図書館サービスの充実	※No. 119を参照	中央図書館



基本目標3

保健・医療の充実

～保健や医療分野との効果的な連携～

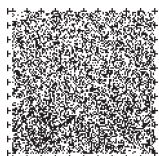
障害者の数は年々増えており、特に近年は精神障害者の数が増加していることから、障害の原因となる疾病等の予防と同時に、早期対応に努めるとともに、健康的に安心して生活するため、地域での医療体制のさらなる充実が求められています。

(1) 疾患に伴う障害の予防と早期対応の充実

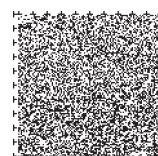
障害の早期発見のため、新生児や乳幼児への健康診査を行うとともに、生活習慣病などの疾患による障害を予防するため、成人を対象とした健康診査等を実施のうえ、早期対応を図り、生涯を通じた健康維持・増進を支援します。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
51	乳幼児等健康診査事業	生後4か月・1歳6か月・3歳児健康診査、先天性代謝異常検査等を実施し、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・治療に努めるとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	健康支援課
52	育児支援家庭訪問事業	育児不安や育児ストレスの解消を図るため、育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い障害の早期発見や療育相談に応じます。	健康支援課
53	小児慢性特定疾患治療研究事業及びぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業	慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、糖尿病などの慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図り、これらの疾患に対しての治療研究を推進し、治療の確立・普及と患者家族の医療費負担の軽減を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	健康支援課



No	事業名	事業内容	担当課
54	未熟児養育医療給付事業	生まれた時の体重が2,000グラム以下又は生活力が特に弱い未熟児で、養育のために指定医療機関で入院が必要と認められる場合、養育に必要な医療費を助成します。	健康支援課
55	育成医療給付事業	身体に障害のある児童等に対し、手術等により障害の除去軽減ができる場合に、医療費の一部を助成します。	健康支援課
56	検診体制等の充実	疾病の早期発見を図るため、がん検診等の受診率の向上に努めます。	健康支援課
57	健康教育、健康相談事業	健康に関する正しい知識の普及を目的に健康教育を行うと共に、健康管理上健康相談が必要な方には健康相談を行います。	健康支援課
58	訪問指導事業	健康管理上の問題を抱える対象者に対し、生活の質の維持・向上や家族への精神的支援を図るため、保健師等が家庭訪問による支援を行います。	健康支援課
59	かかりつけ医うつ病対応向上研修事業	うつ病の早期発見・早期治療を図るため、かかりつけ医に対し、適切なうつ病診療の知識、技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得するための研修を実施します。	障害者自立支援課
60	高齢者予防接種事業	65歳以上の高齢者に加えて、60歳から65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者に対してインフルエンザ予防接種を行います。	健康企画課

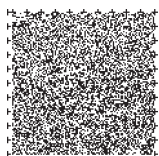


（２）地域での医療体制等の充実

医療機関の受診にあたり、特に配慮が必要な方に対応するため、日常の受診や健診時のサポート、休日・夜間における救急体制、訪問による診療・指導体制等の充実を図ります。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
61	訪問歯科診療事業	40歳以上の在宅のねたきり者に対して歯科診療サービスを提供し、心身の健康の保持増進を図ります。	健康企画課
62	ねたきり高齢者・心身障害者（児）に対する歯科診療	市休日救急診療所でねたきり高齢者と障害者（児）の歯科診療を行います。	健康企画課
63	精神科救急システム事業	休日・夜間における精神症状の急変などに対応するため、24時間の緊急医療相談に応じるとともに速やかに医療が受けられる精神科救急システムの充実に努めます。	障害者自立支援課
64	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	重度の障害者等のうち、介護者のいない方で、かつ、意思疎通が困難な方が入院した際に、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図るための支援員の派遣費用を助成します。	障害者自立支援課



基本目標4

療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築

～育ち、学び、働くことを一体的に支援する体制づくり～

障害の早期発見と早期療育とともに、障害児の教育とその後の生活基盤となる就労について、一体的に捉え、それぞれのライフステージに応じたきめ細かな支援が求められています。

図12 療育・保育について困っていること（18歳未満の方）

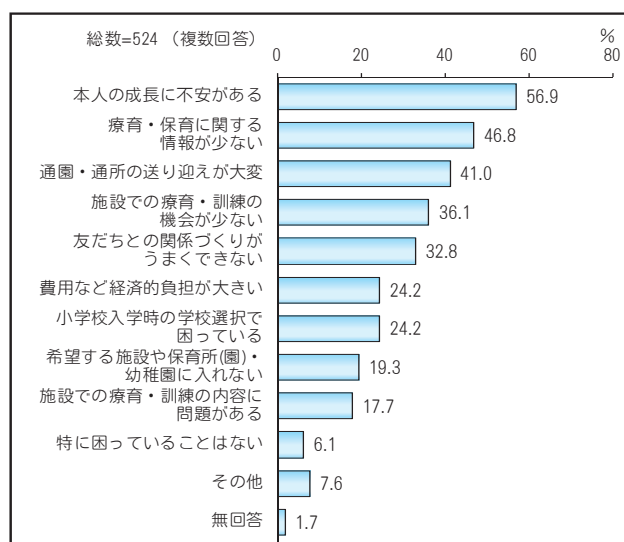
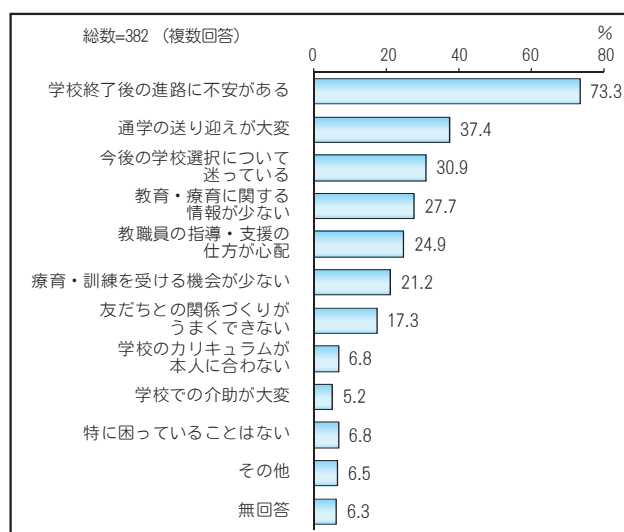


図13 学校・教育について困っていること（18歳未満の方）



出典：「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成21年度）」

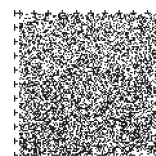
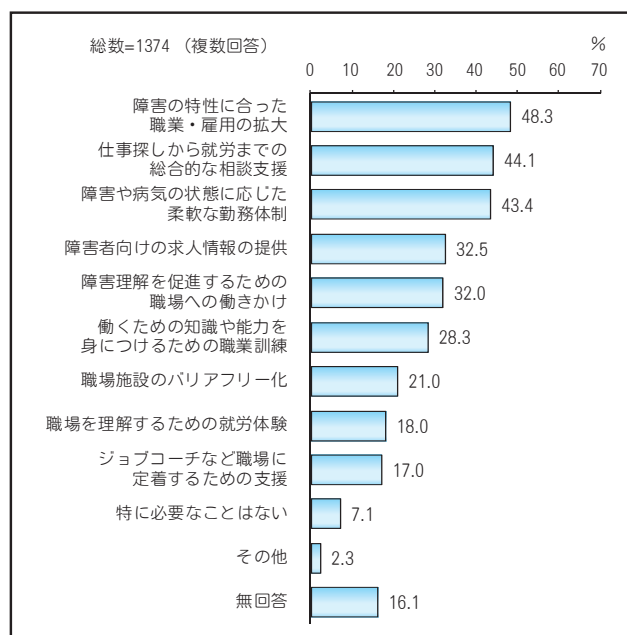


図14 一般就労のために必要なこと（在宅の方（18歳以上））



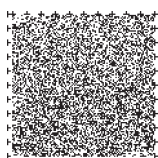
出典：「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成21年度）」

（1）早期発見・早期療育の推進

乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、関連機関との連携による障害児及び保護者への相談支援体制の強化に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
65	療育センター運営事業	障害児の早期発見、早期療育の観点から、相談、指導、診断、検査、判定等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援の拡充を図ります。 また、知的障害児が身近な地域で指導・訓練等の専門的療育が受けられるよう通園事業について検討するとともに、障害の認定を受けていない支援が必要な児童への対応についても検討します。	障害企画課
66	大宮学園運営事業	障害児への指導、訓練等の専門的な療育を行うとともに、障害児の日中活動の場として充実を図ります。	障害企画課



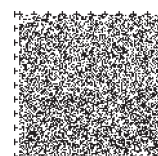
N o	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
67	桜木園運営事業	重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行うほか、在宅の重症心身障害児への支援の充実を図ります。	障害企画課
再掲 (5)	発達障害者支援センター運営	※N o. 5 を参照	障害者自立支援課
再掲 (7)	障害児等療育支援事業	※N o. 7 を参照	障害者自立支援課
再掲 (51)	乳幼児等健康診査事業	※N o. 5 1 を参照	健康支援課
再掲 (52)	育児支援家庭訪問事業	※N o. 5 2 を参照	健康支援課
再掲 (53)	小児慢性特定疾患治療研究事業及びぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業	※N o. 5 3 を参照	健康支援課
再掲 (54)	未熟児養育医療給付事業	※N o. 5 4 を参照	健康支援課

(2) 就学前の障害児支援の充実

就学前の障害児に対し、療育センター等によるサービスのほか、障害児保育、幼稚園での特別支援教育、児童デイサービスなどの各種サービスを充実するとともに、遊びを通じた能力発達促進の場の提供に努めます。

【主な事業】

N o	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
68	障害児保育事業	障害のある児童で、保護者の就労等の事由により保育に欠けるものについて保育所での集団保育を行うことにより心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を養成し、相互の理解を深め児童全体の人間性の育成に努めます。	保育運営課
69	千葉市保育アクションプログラムの推進	保育の質の向上を図るため、保育士等に対する研修の充実・強化を図るとともに、発達障害児支援員の配置を行います。	保育運営課



No	事業名	事業内容	担当課
70	私立幼稚園特別支援教育費補助事業	障害のある幼児の就園の機会の拡大を図ると共に、障害のある幼児の在籍する私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興及び保護者の教育費負担軽減を図るため、市内私立幼稚園設置者に対し補助金を交付します。	保育支援課
71	児童デイサービス事業	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	障害者自立支援課
72	トイライブラリーの運営	障害児の機能回復及び能力発達を促進するため、おもちゃの貸出や遊び方に関する相談等を行います。	障害者自立支援課

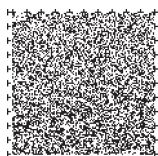
(3) 学校教育の充実

障害児の将来の社会参加へ向けた自立の基盤づくりとして、障害特性に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。

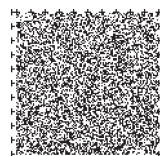
また、児童生徒の学習環境の充実として教室の改修や備品の整備を行うとともに、就学に伴う経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

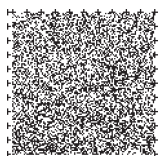
No	事業名	事業内容	担当課
73	幼保小関連教育推進事業	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と近隣の幼稚園・保育所が連携して交流活動を行うことで、入学当初の学校生活への適応を容易にします。 併せて、幼稚園・保育所職員と小学校教職員の相互理解を図ります。	教育委員会指導課
74	市立特別支援学校の再編検討	市立養護学校高等部の生徒数の増加による過大化、狭隘化の解消と、軽度の障害のある生徒の社会自立に向けたカリキュラムの充実等、生徒一人一人のニーズに応じた教育を行うため、市立高等特別支援学校設置について検討します。 また、市立第二養護学校の移転を含めた、特別支援学校の再編について調査・研究を行います。	教育委員会指導課



No	事業名	事業内容	担当課
75	特別支援学級等の教室改修及び備品整備	特別支援学級・通級指導教室に在籍する児童生徒の多様な障害に対応した教育を充実させるために、教室改修を行います。 また、新設の特別支援学級・通級指導教室に対しても多様な障害に対応した教育を充実させるために、必要な指導用備品を整備します。	養護教育センター
76	小・中学校特別支援学級運営事業	小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒が使用する備品等の購入を進め、障害のある児童の学校生活の充実を図ります。	教育委員会指導課
77	特別支援教育指導員配置事業	小中学校の通常の学級に在籍する緊急に対応が必要なADHD（注意欠陥／多動性障害）等の児童生徒に対して、特別支援教育指導員を配置して、対象児童生徒の学習面や行動面等の改善を図ります。	養護教育センター
78	学校訪問相談員派遣事業	通常の学級に在籍するADHD（注意欠陥／多動性障害）等の児童生徒の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、小中学校に学校訪問相談員を派遣して、学校管理職や教職員に対する指導助言を行い、学校支援体制を確立し、児童生徒の困難な状況を改善していけるように支援します。	養護教育センター
79	教職員に対する研修	各種研修講座、研究を定期的に行い、特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図ります。	養護教育センター
80	障害のある子どもの学校生活サポート事業	通常の学級に在籍する肢体不自由児や難聴児等の学校生活を支援するために、児童生徒及び学校の実態に応じてボランティアを派遣します。 また、階段昇降機・FM補聴器等を必要とする児童生徒に対し貸出を行い、学習面や生活面を支援します。	養護教育センター
81	スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラーを配置し、児童生徒等の悩みの解消にあたります。	教育委員会指導課



No	事業名	事業内容	担当課
82	教育相談指導教室事業 (不登校生・中学)	心理的要因等による不登校生徒を対象とした「教育相談指導教室」を設置し、教育センターの家庭訪問相談員の派遣や来所相談を通して、適応指導教室やグループ活動につなげ、人間関係の改善と自我の確立を図り、学校生活への復帰を目指します。	教育委員会 指導課
83	教育相談事業（不登校・いじめ）	いじめや心理的な要因等による不登校児童生徒にかかわる相談などについて、電話による教育相談活動を行うほか、学校訪問により、その対応について指導や援助を行います。	教育委員会 指導課
84	適応指導教室管理運営事業	適応指導教室（ライトポート花見川ほか）で少人数での個別指導を中心に自己の回復をめざし、学習活動やスポーツ活動への参加を通して学校生活への復帰を支援します。	教育センター
85	長柄げんきキャンプ等事業	特別支援学校・学級や不登校・発達障害等の児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で、宿泊体験など様々な体験活動を通して、基本的な生活習慣等を身につけ、自主性・社会性を高めるため、長柄げんきキャンプ、長柄ジョイントキャンプ、長柄ハッピーキャンプ事業を実施します。	教育委員会 指導課 教育センター 養護教育センター
86	特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	児童生徒の学校生活を円滑なものとするため、学用品費、修学旅行費、その他就学に必要な経費を援助します。	学事課
87	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、要件に応じて給食費の援助を行います。	保健体育課
88	障害のある児童生徒やその保護者を対象とした歯と口の健康づくり教室	特別支援学校や小中学校特別支援学級の児童生徒や保護者を対象に、実技を通して児童生徒個々に応じた歯みがきや介助の必要性を理解し、口腔衛生の充実を図ります。	保健体育課
再掲 (8)	養護教育センター教育相談事業	※No. 8を参照	養護教育センター
再掲 (135)	学校エレベーターの設置	※No. 135を参照	教育委員会 学校施設課

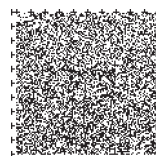


(4) 放課後対策等の充実

日中において社会に適応するための訓練や見守り等の支援などが必要な就学中の障害児に対し、放課後や日中活動の場の提供に努めます。

【主な事業】

N o	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
89	日中一時支援 (日中預かり型)	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害者等に対し、障害者支援施設等で日中活動の場を提供します。	障害者自立支援課
90	日中一時支援 (放課後対策型)	小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校（幼稚部を除く。）に通学する障害者等に対し、主として放課後において、肢体不自由児施設等で継続的に預かり、社会に適応するための訓練及び見守り等の支援を行います。	障害者自立支援課
91	子どもルームの整備	就労等により昼間、家庭に保護者のいない児童を対象に遊び場や生活の場を提供し、健全育成を図るため、子どもルームを整備します。	健全育成課
再掲 (71)	児童デイサービス事業	※N o. 71を参照	障害者自立支援課

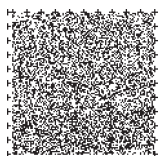


(5) 一般就労の支援

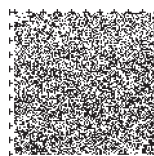
障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者の就労相談や職業訓練の充実を図るとともに、企業に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めて行きます。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
92	特別支援学校教育振興事業	市立の中学校特別支援学級及び特別支援学校の生徒の現場実習受け入れ事業所を確保し、個々にあったレベルできめ細かな現場実習が受けられるよう支援します。	教育委員会 指導課
93	市役所見学及び一般就労セミナー開催	市立養護学校高等部生徒を対象に市役所の仕事及び市議会の仕組みを紹介するとともに、一般就労に関するセミナーを開催することにより、社会人意識の醸成及び一般就労への動機づけを行います。	障害企画課 教育委員会 指導課 人事課
94	障害者就労支援講座の開催	就職を希望する特別支援学校高等部生徒（知的障害）を対象に、パソコンの基本的操作（文書作成、表計算）とともにビジネスマナーなど就職に必要な技能の習得を図る講座を開催し、障害者の就労を支援します。	障害企画課
95	障害者職業能力開発プロモート事業	障害者やその家族、支援者からの相談に応じるとともに、職業訓練への理解を啓発します。また、事業主からの相談に応じるとともに、障害者雇用への理解を求め、障害者委託訓練の受託先の開拓を行います。	障害企画課
96	障害者就業支援キャリアセンターの運営参画	県が設置した千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチの育成等を行います。 その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。	障害企画課



N o	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
97	障害者雇用促進就職面接会	就職の困難な障害者の雇用促進を図るため、千葉公共職業安定所等と共催して求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。	産業支援課
98	職親委託事業	職親として登録した事業経営者が知的障害者を一定期間預かり、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	障害者自立支援課
99	障害者の法定雇用率を達成した企業等に対する入札参加資格者の格付けにおける優遇制度	法定雇用率を達成した場合等に、建設工事入札参加資格者の格付けの基準となる評価点の加点を行います。	契約課
再掲 (39)	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	※N o. 39を参照	障害者自立支援課



（6）福祉的就労の支援

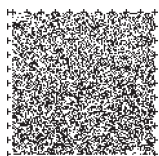
障害の種別や特性により企業での就労が困難な障害者に対する福祉的就労の支援として、作業所等の活動の場を確保する一方、授産製品の販路拡大、作業所等の経営指導や共同受注などへの支援を行い、工賃のアップを図ります。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
100	障害者就労事業振興センターの運営参画	千葉県障害者就労事業振興センターの運営に県、船橋市及び柏市とともに参画し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。	障害企画課
101	授産製品の販売促進	各区役所において、市内の作業所等が生産した授産製品を販売し、市民にPRして販路拡大を図ります。	障害企画課 各区役所
102	福祉作業所運営事業	亥鼻福祉作業所と兼取福祉作業所とを一体的に運営し、福祉的就労の支援とともに、一般就労への訓練等を実施します。	障害企画課
再掲 (29)	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の整備	※No. 29を参照	障害企画課

一般就労と福祉的就労

- 一般就労とは・・・雇用契約を締結し、企業などで働き、収入（給料）を得る。
- 福祉的就労とは・・・社会参加や日中活動の場として、福祉施設等で授産活動に従事し、売り上げの中から収入（工賃）を得る。



基本目標5

理解と交流の推進

～ともに理解しあい、心の垣根のない社会づくり～

障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し合うあたたかな共生社会を実現するためには、障害及び障害者に関する理解が不可欠です。

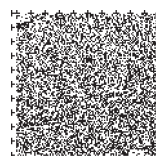
そこで、啓発・広報活動や地域での交流活動により、障害に対する理解を促進することが求められています。

(1) 相互理解の推進

障害者への差別をなくし、正しい理解を普及することはもとより、障害のある人となない人の交流機会を充実することにより相互理解の推進を図ります。

【主な事業】

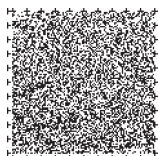
No	事業名	事業内容	担当課
103	障害者マークの普及	各種障害者に関するマークの啓発・広報を行い、障害に関する正しい知識及び理解を促進します。	障害企画課
104	障害者福祉大会開催事業	障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別をこえた交流を図ります。	障害企画課
105	心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター事業	障害者理解の促進を図るため、作文及びポスターを募集し、最優秀作品を内閣府に推薦します。 なお、最優秀賞受賞者は12月に開催する「障害者福祉大会」において表彰します。	障害企画課
106	心のふれあいフェスティバルの開催	精神障害者の文化活動の発表、バザー、こころの健康相談などを行う心のふれあいフェスティバルを開催し、障害者同士や障害のない人との交流を図ります。	障害者自立支援課
107	ふれあいトークの開催	市社会福祉協議会で障害者みずからが子どもたちに話しかける場を設け、障害や障害者等の理解を広めます。	地域福祉課
108	社会福祉研修センターにおけるセミナー等の開催	市民を対象とした社会福祉セミナー等の研修を行い、障害者等への理解を広めます。	地域福祉課



N o	事業名	事業内容	担当課
109	障害者社会参加推進センター運営事業	障害者自らが社会参加施策を実施することにより、地域における自立社会と社会参加の推進を図ります。	障害者自立支援課
110	明るいくらし促進事業	精神障害者の社会復帰と自立促進、地域住民との交流及びボランティア団体の育成などを行うため、精神保健福祉教室等を開催します。	障害者自立支援課
111	地域精神保健福祉講演会の開催	精神疾患に関する知識と精神障害の正しい理解についての普及啓発を図るため、市民を対象とする地域精神保健福祉講演会を実施します。	障害者自立支援課
再掲 (101)	授産製品の販売促進	※N o. 101を参照	障害企画課 各区役所
再掲 (112)	障害者スポーツ・レクリエーション教室、スポーツ大会の開催等	※N o. 112を参照	障害者自立支援課 障害企画課
再掲 (113)	障害者とのスポーツ交流の促進	※N o. 113を参照	社会体育課

図15 障害者に関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク	聴覚障害者標識
 このマークは、障害のある方が利用できる建物や施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。	 このマークは、聴覚障害であることを理由に自動車の運転免許に条件の付いている方が車に表示するマークです。
身体障害者標識	盲人のための国際シンボルマーク
 このマークは、肢体不自由であることを理由に自動車の運転免許に条件の付いている方が車に表示するマークです。	 このマークは、視覚障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられているマークです。



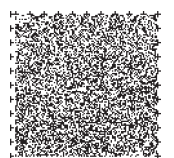
耳マーク	オストメイトマーク
 このマークは、聞こえが不自由なことを表しています。	 このマークは、人工肛門・人工膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備があることを示すマークです。
ほじょ犬マーク	ハート・プラスマーク
 このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。	 このマークは、身体内部の機能に障害のある方を周囲の方に知らせるマークです。

(2) 文化・スポーツ活動の充実

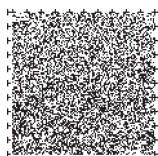
障害者や地域住民が気軽に参加できるよう、障害者福祉センター、療育センターふれあいの家、公民館等を拠点として、スポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、活動事業の内容を工夫し、健康づくりや生きがいづくりはもとより、より多くの障害者の社会参加を促進します。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
112	障害者スポーツ・レクリエーション教室、スポーツ大会の開催等	障害者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、各種教室、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などに取り組みます。	障害者自立支援課 障害企画課
113	障害者とのスポーツ交流の促進	障害者とのスポーツ交流を促進するため、各種団体が実施するスポーツ大会などに障害者が参加できるよう、働きかけます。	社会体育課
114	スケート教室の開催	気軽にアイススケートを楽しむことができるよう、毎週火曜に障害者を対象としたレクリエーションクラスを開催します。	社会体育課



No	事業名	事業内容	担当課
115	療育センター・障害者福祉センターにおける各種講座	療育センターふれあいの家、障害者福祉センターにおいて、障害者の余暇活動の充実、社会参加へのきっかけづくり、文化・教養の向上、リハビリテーションなどを目的に、様々な障害特性に対応した創作的活動、スポーツ・レクリエーションなどの講座を開催します。	障害企画課
116	肢体不自由児激励会事業	市内の肢体不自由児及びその家族の交流と親睦を図るため、交流会を開催します。	障害者自立支援課
117	知的障害児激励会事業	市内の特別支援学級と特別支援学校に学ぶ児童生徒及びその保護者の交流と親睦を図るため、交流会を開催します。	障害者自立支援課
118	みなと青年教室	中学校特別支援学級・特別支援学校の卒業生を対象に、市内小学校等の特別支援学級担当教諭の指導のもとに、社会人として必要な基礎的な知識・技能を身につけてもらうため、集いの場を提供します。	健全育成課
119	図書館サービスの充実	視覚障害者等に対する対面音訳や来館が困難な方に対する図書館資料の郵送等による貸出のほか、点字図書、録音図書などの閲覧や読書を補助する機器が利用できる障害者サービスコーナーを中央図書館に整備する等により、誰もが利用しやすい図書館サービスの充実を図ります。	中央図書館
120	市民農園における車いす使用者用区画の貸出	車いす使用者が野菜作りなどの農作業を楽しめるよう、中田都市農業交流センターに整備した車いす使用者用プランターを貸し出します。	農業経営支援課
再掲 (24)	ディケアクラブ事業	※No. 24を参照	障害者自立支援課

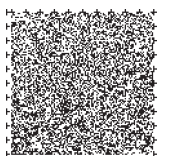


(3) ボランティア活動の促進

障害者へのボランティア活動にあたり必要となる障害者に対する基本的知識や技能の習得に関する講座などを開催するとともに、様々な活動機会を提供することにより、市民のボランティア活動への参加を促進します。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
121	ボランティアセンターの運営支援	ボランティア活動に関する情報の提供、講座の開催、コーディネート等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターを支援することにより、幅広い市民のボランティア活動への積極的な参加を促進します。	地域福祉課
122	市民活動センターの運営	市民公益活動の促進を図るための拠点施設として市民活動センターを運営し、ボランティアやNPO法人などの多様な市民公益活動を育成するとともに、その活動を支援します。	市民自治推進課
123	ボランティアズカフェの運営	気軽に立ち寄ることのできるボランティア情報の提供等を行う場として、ボランティアズカフェを運営します。	市民自治推進課
124	療育センターにおけるボランティア養成等事業	障害者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話等の技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会を開催します。	障害企画課
125	千葉市点訳・朗読奉仕員養成事業	視覚障害者のコミュニケーション確保のため、点訳又は朗読に必要な技術を持つ奉仕員を養成します。	障害者自立支援課
126	精神保健福祉ボランティア事業	精神保健福祉に関する普及啓発を図るとともに、精神保健福祉ボランティアとして活動できる人材を育成します。	こころの健康センター
127	ボランティア活動推進協力校指定事業への支援	児童生徒に対して、ボランティア活動へのきっかけづくりを行うため、市社会福祉協議会が市内の小中学校から指定したボランティア活動推進校でのボランティア学習の実施を支援します。	地域福祉課



基本目標6

生活環境の整備

～物理的な障壁のない安全・安心な都市基盤の整備～

障害者や高齢者などすべての人が安全・安心に日常生活を送ることができるよう、公共交通機関・建築物・道路・住宅環境など誰もが移動しやすいバリアフリーのまちづくりとともに、災害時など緊急時に様々な障害種別に対応できる救助・救援体制の整備が求められています。

図16 住まいについて困っていること（在宅の方（18歳以上））

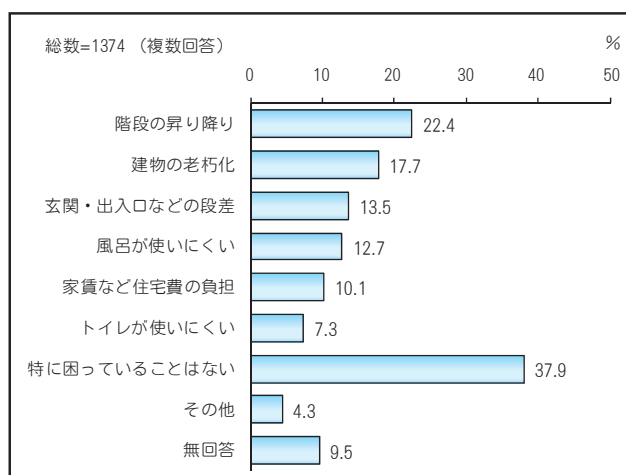
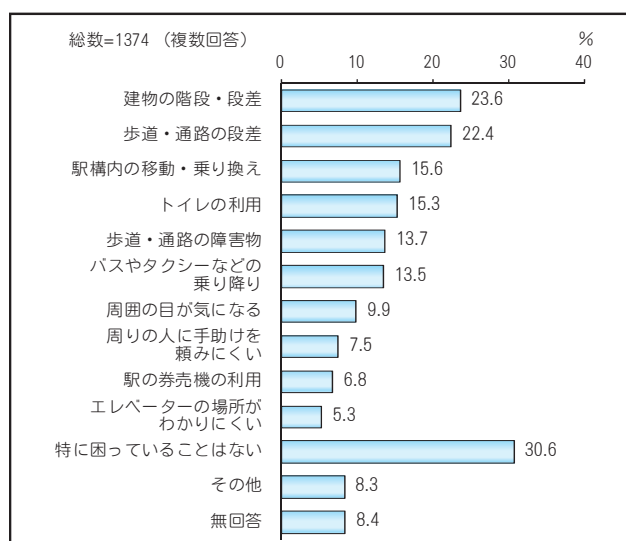


図17 外出するときに困っていること（在宅の方（18歳以上））



出典：「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成21年度）」

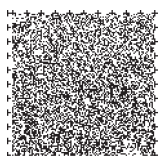
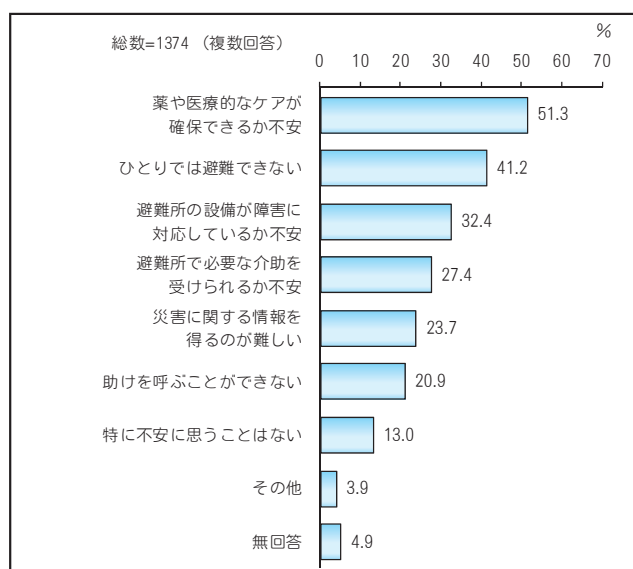


図 1 8 災害時不安に思うこと（在宅の方（18 歳以上））



出典：「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成 21 年度）」

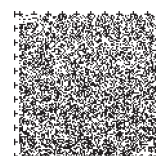
（１）住環境の整備

障害者の生活の場を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、グループホーム、ケアホームの整備や障害者向け市営住宅の整備を促進します。

また、障害者のグループホーム、ケアホーム等の家賃助成を行い、経済的負担を軽減します。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
128	障害者住宅改造費助成事業	重度の障害者世帯のバリアフリー化を促進するため、住宅の改造費の一部を助成します。	障害者自立支援課
129	障害者等住宅改造相談事業	障害者等に適した住宅改造の促進を図るため、専門知識を有する相談員による訪問相談事業を実施します。	障害企画課
130	グループホーム等家賃助成事業	グループホームや生活ホームに入居する障害者の経済的負担の軽減と、自立と社会参加の促進を図るため、家賃の一部を助成します。	障害者自立支援課



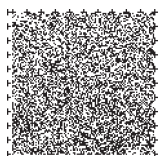
No	事業名	事業内容	担当課
131	市営住宅の建替	老朽化による市営住宅の建て替えに併せ、車椅子使用世帯向け住宅を整備します。	住宅整備課
再掲 (28)	障害者グループホーム等の整備	※No. 28を参照	障害者自立支援課

(2) 公共施設等の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」やその他関係法令に基づいて公共性の高い施設等に対し、バリアフリー化の取り組みを促進するとともに、障害者の意見を取り入れながら施設設備の改修等を進めます。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
132	オストメイト対応トイレ設備整備事業	オストメイトの社会参加を一層促進するため、市施設の既存の身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を図ります。	障害企画課 各施設所管課
133	体育館等バリアフリー緊急整備事業	障害者のスポーツ競技等への参加の機会をつくるため、市施設（体育館等）におけるバリアフリー化を推進します。	障害企画課 社会体育課
134	保育環境改善事業	既存の保育所で障害児を受け入れるためにスロープの取り付けや保育室の段差解消など、必要な施設の修繕を計画的に行います。	保育運営課 保育支援課
135	学校エレベーターの設置	既存校の中で車椅子を利用している児童生徒が通学、または通学を予定している学校について、必要に応じてエレベーターを設置します。	教育委員会 学校施設課
136	適正配置改修事業	エレベーター設置に伴い昇降口や体育館にスロープ、手摺等の設置を行います。	教育委員会 学校施設課
137	公民館の改修	人に優しく、使いやすい公民館を目指し、エレベーター設置等を進めます。	生涯学習振興課

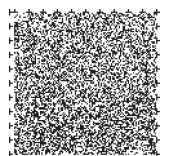


(3) 安全な交通の確保

障害者がバリアを感じることなく気軽に外出できるよう、建物や公園、公共交通、道路などのバリアフリー化を進める一方、交通マナーの指導等を実施するとともに、違法駐車防止や放置自転車対策に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業内容	担当課
138	歩道の改良	だれもが安全・安心に通行できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。	維持管理課
139	駅前広場等の機能充実	公共交通機関の利便性の向上を図るため、主要駅の駅前広場にシェルターの設置を推進します。	維持管理課
140	バス停の機能充実	公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、病院等の周辺バス停に上屋等の設置を推進します。	維持管理課
141	交通安全総点検	市、警察、市民、企業などの参加により、地域が一体となって道路交通環境の点検を行います。	各区役所 維持管理課
142	交通安全教育事業	子どもの交通安全を図るため、安全交通推進員が小学校・保育所等を訪れ、交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーの指導・啓発活動を行います。	地域振興課
143	違法駐車防止対策	千葉県違法駐車等の防止に関する条例に基づき、市の中心部（中央地区・富士見地区）を違法駐車等防止重点地域に指定し、違法駐車防止指導員により、助言・啓発活動を行い違法駐車防止に努めます。	地域振興課
144	放置自転車対策の推進	歩道や駅前広場などの道路上において、歩行や救急車などの緊急車両の活動を阻害するほか、街の美観を損ねるなど様々な問題を生じさせている放置自転車等を解消するため、自転車駐車場の確保、放置自転車の撤去、利用マナーの向上に取り組めます。	自転車対策課



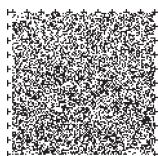
(4) 防犯・防災体制の整備

障害者が地域において安心して暮らせるよう、防犯街灯の設置・維持管理に対する助成や市民防犯活動を支援します。

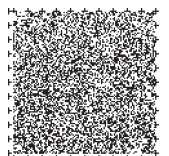
また、災害弱者である障害者への支援を実施するとともに、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制の構築に努めます。

【主な事業】

N o	事業名	事業内容	担当課
145	市民防犯活動の支援	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯の設置助成等を進め、市民の自主的な防犯活動を支援します。	地域振興課
146	地域防犯ネットワークの推進	市民、事業者及び警察と連携し、地域防犯を進めるネットワークを構築します。	地域振興課
147	住宅用防災機器の設置普及	住宅火災による死者の低減など、火災予防体制の充実を図るため、住宅用火災警報器などの住宅用防災機器の設置を促進します。	消防局予防課
148	聴覚障害者用火災警報器設置費の支給（障害者日常生活用具費支給等事業）	障害者のみの世帯のうち、重度の聴覚障害者がいる世帯に対して、光や振動等で聴覚障害者に火災を知らせることができる火災警報器の設置費用を支給します。	障害者自立支援課
149	障害者家具転倒防止対策事業	金具を取り付けることが困難な重度の障害者のみの世帯に対し、家具の取付費用の助成を行います。（金具代は除く。）	障害者自立支援課
150	住宅防火訪問指導	障害者等の災害時要援護者世帯へ訪問し住宅の構造、家族構成、火気使用設備の使用実態、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置状況等を把握し、防火指導を行います。	消防局予防課
151	消防指令体制の充実	災害時の情報・伝達方法として、携帯電話メールからの緊急通報受付システムを導入し、希望登録制により、聴覚障害者からのメールによる緊急通報受付を行います。	消防局指令課



No	事業名	事業内容	担当課
152	自主防災組織の育成	地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る。」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。	総合防災課
153	災害時における避難支援体制の強化	市民が安全に避難場所・避難所に避難する体制を整備するとともに、避難所の運営方法を検討・確立します。 特に、災害時において支援が必要となる高齢者、障害者等の要援護者に対し、避難支援体制の整備や避難所等における支援の充実を図ります。	総合防災課



第3部 計画の推進に向けて

1 関係機関等との連携

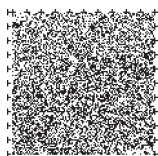
障害者計画は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、国、県の関係行政機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

2 当事者の障害者施策への参加

障害者の視点に立った施策展開には、当事者が各種障害者施策へ参加、参画することが重要であることから、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映させていきます。

3 計画の弾力的運用

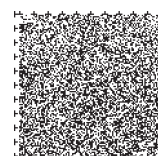
障害者自立支援法廃止や障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けての動き、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。



資料編

1 計画策定過程

実施年月日	会議名等	主な内容
平成 22 年 1 月～ 2 月	千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査	
平成 22 年 7 月 21 日	第 1 回計画策定関係課長会議	・計画策定の趣旨 ・スケジュールの検討
平成 22 年 7 月 28 日	平成 22 年度第 1 回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画策定の趣旨
平成 22 年 11 月 2 日	平成 22 年度第 2 回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画骨子案の検討
平成 22 年 11 月 15 日 ～ 17 日、22 日、25 日	障害者福祉関係団体意見聴取	・計画骨子案への意見
平成 23 年 1 月 13 日	平成 22 年度第 3 回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画素案の検討
平成 23 年 1 月 24 日 ～ 2 月 24 日	パブリックコメント手続の実施	・計画案への意見
平成 23 年 3 月 8 日	第 2 回計画策定関係課長会議	・計画案の検討



2 千葉市障害者施策推進協議会条例

平成4年3月19日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、千葉市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成6条例10・平成17条例36・一部改正）

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

（平成6条例10・一部改正）

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

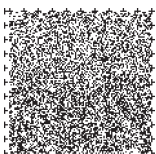
第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 障害者

(3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

(平成6条例10・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

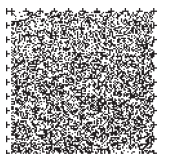
附 則(平成6年3月24日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年規則第36号で平成6年6月1日から施行)

附 則(平成17年7月14日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

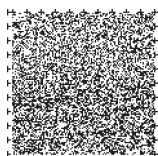


3 千葉市障害者施策推進協議会委員名簿

(氏名：五十音順、敬称略)

平成 22 年 12 月 1 日現在

氏 名	役 職 名 等	備 考
井口 修一	高齢・障害者雇用支援機構 千葉障害者職業センター所長	
伊藤 繁	千葉公共職業安定所所長	
伊藤 雅子	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
入江 康文	千葉市医師会会長	会長
岡田 正平	一般社団法人千葉市身体障害者連合会副会長	
菊池 裕美	千葉市自閉症協会会長	
木村 章	千葉市精神保健福祉審議会委員	
島田 貴美代	千葉市手をつなぐ育成会会長	
高梨 茂樹	千葉市社会福祉協議会会長	副会長
高野 正敏	千葉市知的障害者福祉施設等連絡協議会代表	
高山 功一	一般社団法人千葉市身体障害者連合会会長	
田中 浩子	特定非営利活動法人 千家連理事	
富永 格	国立病院機構 下総精神医療センター院長	
中村 政子	指定障害者支援施設 ディアフレンズ美浜施設長	
原 巧	千葉市特別支援学級設置校校長会会長	
福田 佐知子	千葉県弁護士会弁護士	
藤本 俊男	千葉市歯科医師会会長	
松田 明	千葉商工会議所副会頭	
村上 信	淑徳大学 総合福祉学部教授	
村田 淳	千葉大学医学部附属病院准教授	
吉田 和子	一般社団法人千葉市身体障害者連合会常任理事	



第2次千葉市障害者計画 (平成23年度～26年度)

発行年月 平成23年3月
編集・発行 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害企画課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電 話 043(245)5227
F A X 043(245)5630
E - m a i l shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp

表 紙

平成22年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」小学生の部最優秀賞受賞作品
(作 千葉市立西の谷小学校 狩野響さん)

裏表紙

平成22年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」中学生の部最優秀賞受賞作品
(作 千葉市立高洲第一中学校 田村沙都子さん)

